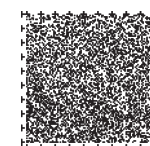


世田谷区子ども・若者総合計画（第3期）

令和7(2025)年度～令和16(2034)年度

【概要版】

令和7年(2025年)3月
世田谷区



1. 世田谷区子ども・若者総合計画（第3期）

第1章 計画の策定にあたって

第2章 子ども・若者を取り巻く環境、第2期（後期計画）の評価

第3章 基本方針

第4章 政策の柱

第5章 計画の内容

第6章 子ども・子育て支援事業計画（令和7年度～11年度）

第7章 子どもの貧困対策計画

第1章 計画の策定にあたって

本編 P6・7

〈策定の趣旨・計画期間〉

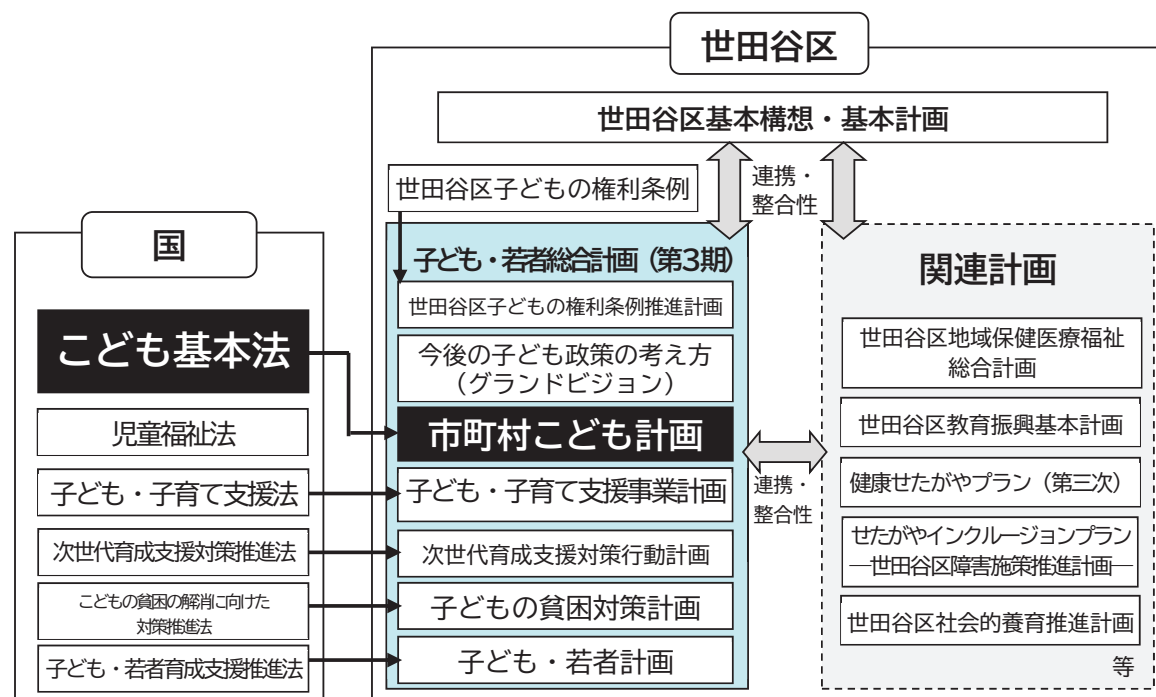
令和6年度(2024年度)に「子ども計画(第2期)後期計画」の最終年度を迎えたことから、「今後の子ども政策の考え方(グランドビジョン)」の考えを引き継ぎつつ、妊娠期から乳幼児期、学童期、思春期、若者期まで、切れ目なく総合的に施策を展開していく、という考えのもと、「子ども・若者総合計画(第3期)」に名称を変更し、策定します。

これまでと同様に、子ども計画が大切にしてきた区民とともに進める地域づくりには、長期的な施策の見通しが必要であるという考えに基づき、計画期間は10年間とします。なお、計画策定後も、時勢をみながら必要な見直しを行います。

〈計画の位置づけ〉

本計画は、世田谷区子どもの権利条例の推進計画として策定します。

こども基本法で市町村の努力義務とされている自治体こども計画に位置づけるとともに、これまでと同様、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画、こどもの貧困の解消に向けた対策推進法(令和6年(2024年)6月改正)に基づく子どもの貧困対策計画及び子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者計画を内包します。



〈計画の推進体制〉

これまで、進捗管理や評価・検証について、子ども・子育て施策は世田谷区子ども・子育て会議、若者施策は世田谷区子ども・青年協議会で行い、その結果を公表してきました。

子ども・若者、子育て家庭が抱える困難は、複雑かつ多様化しており、特に、虐待や不登校、貧困等の困難が、子ども期だけで解消されず、その後も引き継がれ、若者期の成長に影響を及ぼし、特有の課題として顕在化しています。妊娠期から乳幼児期、学童期、思春期、若者期の支援を切れ目なく議論する必要があることから、計画の初年度にあわせて、世田谷区子ども・子育て会議と世田谷区子ども・青少年協議会を統合し、世田谷区子ども・若者・子育て会議を設置し、妊娠期から乳幼児期、学童期、思春期、若者期まで、切れ目なく総合的な視点で、進捗管理と評価・検証を行います。

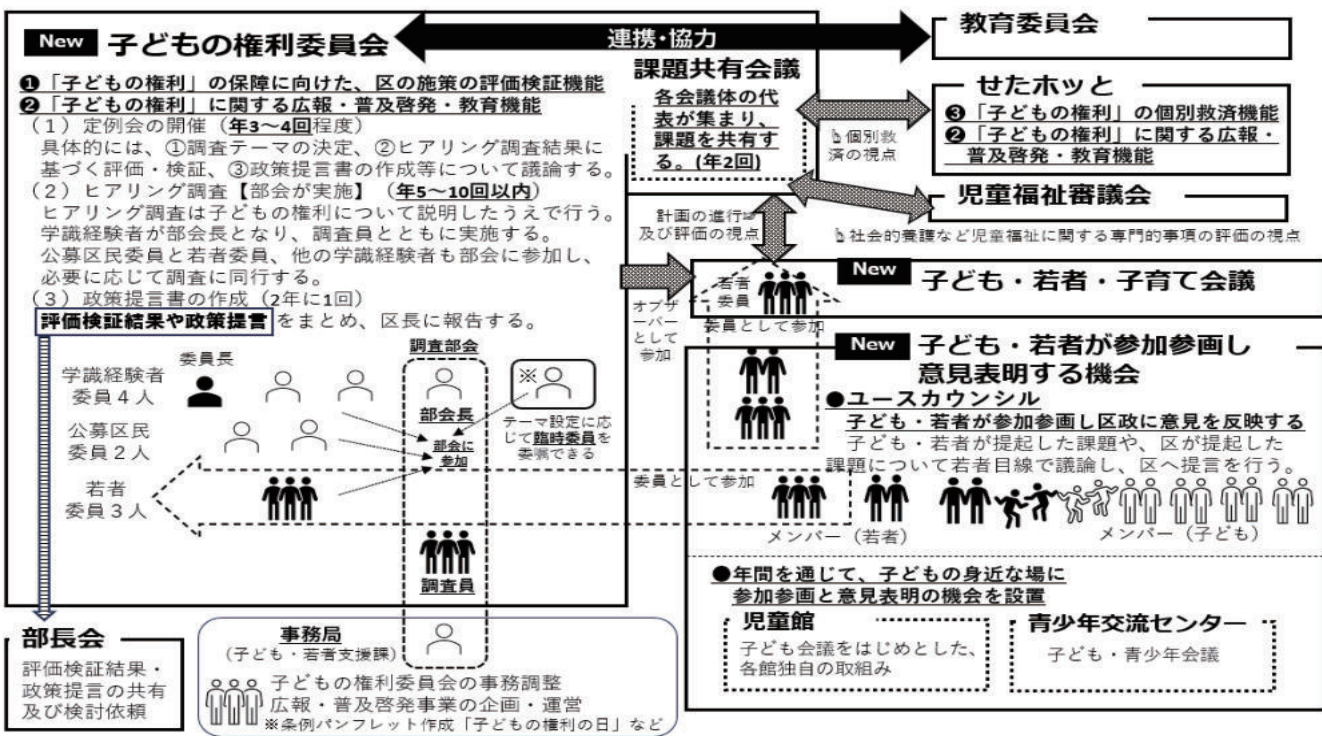
新たに、世田谷区子どもの権利条例に
基づき、

①子どもの権利保障に向けた、区の施策の評価・検証

②子どもの権利に関する広報・普及啓発等

を行う世田谷区子どもの権利委員会を設置します。

子ども・若者が参加・参画し、意見表明できる機会を仕組みとして位置づけ、教育委員会との連携・協力のもと、世田谷区子ども・若者・子育て会議等の関係機関と定期的に子どもの権利に関する課題を共有し、**評価・検証、ヒアリング調査を実施**します。その結果を踏まえて、**区長に対して政策提言**を行います。



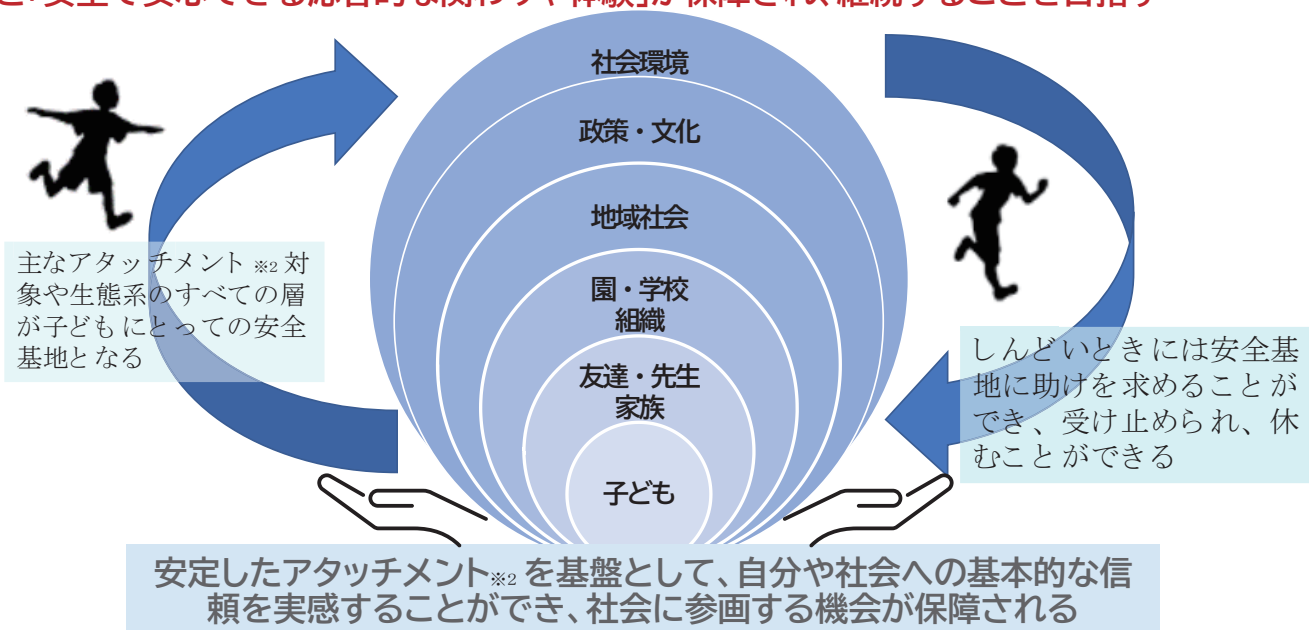
〈指標を用いた計画の評価〉

区の子ども・若者施策は、権利の主体である子どもの視点(子どもの最善の利益)で展開しているため、本計画の推進にあたっては、新たに「政策の柱」ごとに、子ども・若者一人ひとりのウェルビーイング※1を実現するための指標を導入し、計画の指標とします。

子どもは、周囲の様々な関係(層)が相互に影響を与えあう環境の中で、その影響を通じて、発達していきます。この指標は、社会環境等の影響も受けるものですが、本計画で推進する「政策の柱」を通じて、めざす状態を明らかにするために、子ども・若者、保護者の主観的な評価を指標に設定します。

子どものウェルビーイングの生態系※3:安心の輪

子どもを取り巻くすべての関係(層)とライフステージを通じて、「基本的な生活基盤の安定」と「安全で安心できる応答的な関わりや体験」が保障され、継続することを目指す



※1「ウェルビーイング(Well-being)」

…身体的、精神的、社会的に満たされ、その人にとってちょうど心地よい、幸せな状態であることをいいます。

※2「アタッチメント」

…不安や恐怖等を感じたときに「特定の誰か(アタッチメント対象)」にくっつき、ケアされることで安心感を得ようとする本能的な欲求や行動のこと。アタッチメントが安定していると、子どもは自分や社会への基本的な信頼感を育むことができ、アタッチメント対象を安全基地として外の世界を探索することができます。

※3「生態系(エコロジカルモデル)」

…ウェルビーイングは、子ども自身の世界(自分や、身近な人との関係)、子どもを取り巻く世界(学校などの居場所や地域の状態)、より大きな世界(政策、文化、社会の環境など)の互いの作用によってかたちづけられます。この全体的な構造と、その相互のかかわりのこと。

山口有紗氏(国立成育医療研究センター)監修のもとに作成

子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標			現況数値 令和5年度	中間目標値 令和10年度	最終目標値 令和15年度
①	周りの人は自分の意見をちゃんと聞いてくれている、と思う子ども・若者の割合	小学生低学年	84.4%	87.2%	90.0%
		小学生高学年	84.2%		
		中学生	84.1%	80.4%	85.0%
		若者	75.7%		
②	自分にとって一番よいことはなにか、大人にいっしょに考えてもらえる、と思う子どもの割合	小学生低学年	77.1%	81.0%	85.0%
		小学生高学年	76.0%		
		中学生	69.6%	73.4%	80.0%
		中学生	29.5%	44.8%	60.0%
③	社会を自分の力で変えられる、と思う子どもの割合	中学生	29.5%	44.8%	60.0%
④	人や社会の役に立ちたい、と思う若者の割合	若者	77.4%	80.2%	83.0%
⑤	自分のことが好きだ、と思う子どもの割合	小学生低学年	68.0%	61.5%	65.0%
		小学生高学年	55.0%		
		中学生	54.7%		
⑥	子育てを楽しみ、と感じる保護者の割合	就学前児童保護者	80.1%	80.0%	80.0%
		就学児童保護者	76.3%		
⑦	やりたいことを楽しみ、のびのび遊び、疲れたら休むことができている、と思う子どもの割合	小学生低学年	87.5%	88.8%	90.0%
		小学生高学年	80.2%	82.6%	85.0%
		中学生	74.3%	80.0%	82.0%
		小学生低学年	77.8%	81.4%	85.0%
⑧	家族の他に自分のことを真剣に考えてくれる大人がいる、と思う子どもの割合	小学生高学年	77.7%		
		中学生	68.6%	73.3%	80.0%
⑨	世田谷区の相談支援機関を知っている若者の割合	若者	45.6%	53.8%	62.0%
⑩	ホッとでき、安心していられる場所がある、と思う若者の割合	若者	92.9%	94.0%	95.0%
⑪	最近2、3年の間に、学校や仕事以外で、趣味の活動やイベント、ボランティアなどに参加・企画から関わった、若者の割合	若者	27.9%	39.0% ※1	50.0% ※1
⑫	世田谷区の制度・施策について意見を伝えたい、と思う若者の割合	若者	49.9%	57.5%	65.0%
⑬	心も身体ものびのび成長でき、安心して暮らしている、と思う子どもの割合	小学生低学年	85.5%	87.8%	90.0%
		小学生高学年	84.9%		
		中学生	75.0%	80.5%	83.0%
⑭	どんな理由でも差別されない、と思う子どもの割合	小学生低学年	59.4%	67.2%	75.0%
		小学生高学年	68.8%	75.0%	80.0%
		中学生	74.0%	80.0%	85.0%
⑮	自分のことが大事だ、と思う若者の割合	若者	84.2%	86.6%	89.0%
⑯	子育てしやすい環境だ、と感じる保護者の割合	就学前児童保護者	80.6%	80.0%	80.0%
		就学児童保護者	82.6%		
⑰	地域の子ども・子育て支援に携わってもよい、と考える保護者の割合	就学前児童保護者	64.5%	70.0%	75.0%
		就学児童保護者	64.2%	※2	※2

※1 最近2、3年の間に、趣味の活動や地域のイベント、ボランティアなどに参加・企画から関わった、若者の割合

※2 地域に携わってもよい、と考える保護者の割合

第2章 子ども・若者を取り巻く環境、第2期（後期計画）の評価

〈調査結果からみえてきた子ども・若者の状況〉

本編 P12-23

小中学生アンケート調査結果から推測される子どもの状況

今回、子どもたちの声を聴く中で、子ども自身が、遊んだり、のんびり過ごしたり、自分のしたいように過ごしたいと思っても、周囲の大人から、時間の使い方や過ごし方を決める余地が制限されたり、その時間を持つことができないくらい忙しい状況に置かれ、その結果、子どもの権利が行使できなかったり、保障されなかったりする実態が明らかになりました。

①「毎日、勉強をする（学校の授業以外の宿題等）」割合は、低学年74.4%、高学年76.3%、中学生63.9% 高学年では、3時間以上が3割（うち5時間以上が1割強）。一方で、「毎日、公園などの外で遊ぶ」割合は、低学年11.2%、高学年15.5%、中学生6.0%、外で遊ぶ機会が少ない状況にある。

②中学生に心身の調子を質問したところ、「よくねむれない」割合は6割、「いつも疲れている」割合は7割、「やる気が出ない」割合は7割強にものぼっている。5年前の調査より、「いつもある」割合が増加している。

③「自分自身のことが好きだ」と回答した割合は、低学年68.0%、高学年55.0%、中学生54.7%で前回調査から増えたものの、「孤独だと感じる」と回答した割合は、中学生19.2%で5年前の調査より倍増している。

④子どもの権利が守られているか、について、「はい」の割合が、低学年は「やりたいことを楽しみ、のびのび遊び、疲れたら休むことができている（87.5%）」、高学年、中学生では、「心も身体ものびのびと成長でき、安心して暮らしている（高学年84.9%、中学生75.0%）」が最も高かった。

一方で、「いいえ」の割合が、「おうちの人からたたかれたり、ひどいことを言われたりしない」権利が、低学年18.0%、高学年15.9%、中学生11.1%と最も高い結果となった。

⑤平日の夕方6時くらいまでの放課後の過ごし方を質問したところ、毎日、「塾や習い事、スポーツクラブ」で過ごしている割合は、高学年で13.1%（夜間（6時～8時）では、10.0%）にものぼっている。学年別では小学校6年生が最も高い（夕方6時くらいまで20.0%、夜間（6時～8時）17.6%）。

一方、児童館や公園などの外で過ごす割合が低く、まったく過ごさない割合も高い。

⑥平日の夕方6時くらいまでをどこで過ごしたいか（希望）を尋ねたところ、高学年は「自分の家」が8割を超えており、「友達の家」4割強、「公園などの外」4割弱の回答となった。中学生は、「部活動等」4割強、「塾や習い事等」2割強と続いている。令和4年の保護者調査の結果とは異なっている。

⑦困っていること、悩んでいること、つらいこと、を尋ねたところ、「特にない」以外では、勉強や受験、進学や将来のことの悩みが多い結果となった。

⑧困っていることや悩み、つらいことを聞いてくれる人がいる割合は、低学年89.4%、高学年81.0%、中学生82.6%であった。

一方で、「いない」「誰にも話さない・話したくない」割合は、低学年8.3%、高学年17.6%、中学生15.8%となり、「誰にも話さない・話したくない」割合が高い。

若者調査結果から推測される若者の状況

本編 P24-33

①「自分のことが大事だと思う」「人や社会の役に立ちたいと思う」等の回答は7割を超えている一方、「孤独だと感じる」と回答した割合は21.6%で、中学生調査の19.2%より高い結果となっている。

②ホッとでき、安心していられる場所の有無を尋ねたところ、9割以上の若者が「ある」と回答した。一方で、具体的な場所については、自分の部屋、自室以外の部屋、自宅以外の家（友人宅、祖父母の家など）が多く、地域の中に、ホッとでき、安心していられる場所があると答えた若者は少ない結果となった。

③外出頻度を尋ねたところ、外出頻度が低い人（ひきこもりがちな人）の割合は8.1%であり、平成30年度（2018）年度（3.7%）より4.4ポイント高くなっている。
外出しなくなったきっかけは「仕事や授業がリモートになったため（39.4%）」が最も高く、新型コロナウイルス感染症が外出をしなくなった理由に影響を与えている可能性がある。

④生活習慣、健康状態を尋ねたところ、「自分の精神状態は健康ではないと思う」の回答は25%を超えた。また、「深夜まで起きていることが多い」「昼夜逆転の生活をしている」「政治や経済・社会報道に目を通す」「誰とも口を利かずに過ごす日が多い」「人と会話するのはわずらわしい」「自分の精神状態は健康ではないと思う」の項目が平成30年度調査と比較して高い結果となっている。

⑤悩んでいることや心配なことを尋ねたところ、「お金のこと（55.5%）」が最も高く、「仕事のこと（43.9%）」、「進学、就職のこと（42.7%）」が続き、経済的基盤やライフプランに関する悩みが多い結果となった。

⑥20年後に希望する暮らし方を尋ねたところ、前回調査（20年後の自分のイメージ）と比較して「やりたいと思っている仕事をしていたい（92.5%）」「結婚していきたい・パートナーと生活していきたい（81.2%）」等、いずれも増える結果となった。

⑦世田谷区への居住継続意向を尋ねたところ、「住み続けたい・どちらかといえば住み続けたい」が8割以上と高い結果となった。

一方、「住み続けたいが、住み続けられない」「どちらかといえば住み続けたくない」「住み続けたくない」と回答した人に、住み続けたくない理由についてたずねたところ、「家賃、または住宅購入費が高い（64.7%）」が最も高いという結果となった。

⑧学校や仕事以外の活動参加の有無を尋ねたところ、「参加していない・関わっていない」が7割以上と高い結果となった。

一方、「参加していない・関わっていない」と回答した人に、活動への参加意向についてたずねたところ、6割以上の若者が参加意向や興味は持っているという結果となった。

⑨学校や仕事以外の活動への参加条件を尋ねたところ、現在の就学・就業状況別にみると、生徒・学生は「友人や知人と一緒に活動できる」「進学・就職の際、自己PRにつながる経歴になる」等の割合が、正社員・正規職員より高い結果となった。

⑩区施設の認知状況・利用状況を尋ねたところ、相談機関について「知っているものはない」は5割を超える結果となった。若者関連施設についても多くの施設について「知らない」が8割を超える結果となった。

⑪世田谷区の制度・施策について意見を伝えたい意向の有無を尋ねたところ、伝えたいと思う人と、伝えたいと思わない人が半々に分かれる結果となった。

〈第2期後期計画全体の指標〉

本編 P34・35

子どもの指標

【評価】

子どもの指標である「自分のことが好きだと思う子どもの割合」については、令和5年度（2023年度）は、小学校低学年では68.0%、小学校高学年では55.0%、中学生では54.7%となっています。
平成30年度（2018年度）から令和5年度（2023年度）にかけて、小学校低学年、中学生では、好きだと思う割合が高くなっており、自己肯定感が高まっているといえます。小学校高学年では大きな変化はありません。

中学生の指標である「住んでいる地域のために、自分の力を役立てたいと思う子どもの割合」については、平成30年度（2018年度）から令和5年度（2023年度）にかけて、肯定的な回答が低くなっており、地域に貢献したいという意識が低くなっているといえます。

		平成25年度 (2013年度)	平成30年度 (2018年度)	令和5年度 (2023年度)
自分のことが好きだと思う 子どもの割合	小学生(低学年)	54.0%	51.1%	68.0%
	小学生(高学年)	54.6%	57.2%	55.0%
	中学生	39.4%	48.4%	54.7%
住んでいる地域のために、自分の力を役立てたい と思う子どもの割合（中学生）		46.8%	54.7%	46.4%

保護者の指標

【評価】

保護者の指標である「子育てについて楽しいと感じる保護者の割合」については、令和4年度（2022年度）は、就学前児童保護者では80.1%、就学児童（小学生）保護者では75.8%となっています。就学前児童保護者、就学児童（小学生）保護者どちらも平成25年度（2013年度）から大きな変化はありません。

「世田谷区を子育てしやすい環境だと感じる保護者の割合」については、令和4年度（2022年度）は、就学前児童保護者では80.6%、就学児童（小学生）保護者では82.6%と8割を超えています。その割合は、就学前児童保護者、就学児童（小学生）保護者ともに、平成25年度（2013年度）から令和4年度（2022年度）にかけて高くなっています。

		平成25年度 (2013年度)	平成30年度 (2018年度)	令和4年度 (2022年度)
子育てを楽しいと感じる保護者の割合	就学前児童保護者	80.2%	79.1%	80.1%
	就学児童（小学生）保護者	75.1%	77.6%	75.8%
子育てしやすい環境だと感じる保護者の割合	就学前児童保護者	73.2%	73.9%	80.6%
	就学児童（小学生）保護者	76.5%	78.2%	82.6%

地域の指標

【評価】

地域の指標である「地域の子ども・子育て支援に携わってもよいと考える保護者の割合」については、令和4年度（2022年度）では携わる意向がある（計）の割合は、就学前児童保護者では64.5%、就学児童（小学生）保護者では64.2%となっています。その割合は、就学前児童保護者では、平成30年度（2018年度）から令和4年度（2022年度）にかけて低くなっています。就学児童（小学生）保護者では、大きな変化はありません。

			平成30年度 (2018年度)	令和4年度 (2022年度)
地域の子ども・子育て 支援に携わってもよい と考える保護者の割合	就学前児童保護者	すでに携わっている	1.5%	0.5%
		ぜひ携わりたい	16.7%	14.9%
		携わってもよい	50.9%	49.1%
		携わる意向がある (計)	69.1%	64.5%
	就学児童（小学生） 保護者	すでに携わっている	3.2%	1.1%
		ぜひ携わりたい	13.6%	13.7%
		携わってもよい	49.2%	49.4%
		携わる意向がある (計)	66.0%	64.2%

第3章 基本方針

本編 P52-54

区は、子どもの権利条約及び世田谷区子ども条例に則して、子どもを権利の主体とし、その権利が保障され、成長段階に応じた環境がある『子どもが、すこやかに育つことのできるまち』の実現をめざし、計画を推進してきました。

しかしながら、不登校、児童虐待、子どもの貧困、いじめ、子ども・若者の自死等、子どもの権利や健やかな育ちが侵害されている現状があります。さらに、コロナ禍を経て、地域の見守りやコミュニティの希薄化が一層進み、**子どもと若者を取り巻く環境や社会には、未だ改善すべき問題が多くあります。**

さらに、今回、子どもや若者たちの声を聴く中で、**子ども自身が、遊んだり、学んだり、のんびり過ごしたり、話をしたり、自分のしたいように過ごしたいと思っても、周囲の大人から、時間の使い方や過ごし方を決める余地が制限されたり、その時間を持つことができないくらい忙しい状況に置かれ(競争的な社会のもとでの教育虐待(ときに教育という名目で遊びや余暇、健康的な生活を制限される)やしつけ等)、子どもの権利が行使できなかったり、保障されなかったりする実態が明らかになりました。**

これら子どもの権利が行使できなかったり、保障されなかったりすることは、子どもやその周囲だけの責任では決してありません。子どもの権利の保障は、子どもと保護者の心身の状況や家庭の社会経済状況、子どもが通う施設や学校の状況、地域の環境、政策や社会情勢・文化、さらには、保護者も含めた周囲の大人が育った環境(子ども期を子どもの権利を学び、実感しながら育つことが難しかったこと)等の相互作用によるものであり、**区を含めた地域社会の責任として捉え、今一度、子ども・若者の育ちと成長、子育てを保護者だけのものとせず、地域社会全体でともに支え合うことを明確にします。**

本計画では、少子化という大人が多い現代において、これまでの子ども・若者への地域社会の関わり方を変え、子どもも、若者も、大人も、年齢や経験に関わらず、人として対等であり、互いに尊重され、対話の中で互いを理解し、ともに成長していける地域社会を実現すること、つまり、**子どもの権利が保障されるまちを文化として築いていくことをめざします。**

〈めざすまちの姿〉

一人ひとりが 笑顔で 自分らしくチャレンジできるまち

第3期で定める「めざすまちの姿」は、**世田谷区子どもの権利条例の目標**です。

まちの主役である子ども・若者が、地域社会に参画した地域社会の将来像であるという考えのもと、世田谷区子ども条例の改正に向けた子どもたちによる条例検討プロジェクトの中で、令和5年度に小中学生アンケート調査や子ども・若者の声ポスト、児童館等で行った子ども・青少年会議で寄せられた「〇〇のまち」の意見をもとに、決めました。

〈計画の目標〉

こども基本法及び子どもの権利条約、世田谷区子どもの権利条例に則り、「**子ども主体:子どもを権利の主体として、その最善の利益を保障する(子どもの最善の利益)**」という考えのもと、子ども・若者や大人に分かりやすく、また、子ども・若者、子育て支援に関わる人が「日々の関わりの中で、大切にすること」として共有しやすい言葉で定めます。

**子どもが権利の主体として、一人ひとり^{※2}の
健やかな育ちが保障され、子ども・若者が、
自分らしく幸せ(ウェルビーイング^{※1})な今を生き、
明日からもよい日と思える^{※3}社会を実現する。**

※1 「ウェルビーイング (Well-being)」…身体的、精神的、社会的に満たされ、その人にとってちょうど心地よい、幸せな状態であることをいいます。

※2 「一人ひとり」…個人の尊厳を尊重し、年齢、発達、性別、LGBTQなどの性的指向及びジェンダーアイデンティティ、国籍、障害の有無などにかかわらず、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築くという共生社会の実現に向けた考えを踏まえます。

※3 「明日からもよい日と思える」…主語は子ども・若者です。子ども・若者にとっての明日、明後日、その先の未来の時間も含みます。

〈計画を貫く4つの原則〉

本計画における「計画を貫く4つの原則」を定め、政策及び施策を実施します。

1 子どもの権利と最善の利益の保障

子どもを権利の主体とし、子ども一人ひとりの気持ちや個性、考えを受けとめ、子どもにとって一番良いことは何かをともに考え、その権利と最善の利益を保障します。

2 子ども・若者の意見表明と参加・参画

子ども時代に、周囲の人に意見や思いを受けとめてもらった経験は、子どもの安心や自信につながり、その後を生きる大きな力となります。年齢や発達にあわせて、様々な場面や機会で、子ども・若者の声※1を聴き、対話しながら、ともにウェルビーイング※2を実現します。

3 地域の多様な関わりの中で、切れ目なく支える

子ども・若者一人ひとりの心身の育ちや状況にあわせ、地域の多様な関わりの中で、切れ目なく、重なりあいながら、子ども・若者、子育て家庭を支えます。

4 子ども・若者ととともに進める地域社会づくり

年齢、発達、性別、LGBTQなどの性的指向及びジェンダーアイデンティティ、国籍、障害の有無などにかかわらず、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築くという共生社会の実現に向けて、子ども・若者、保護者、区民とともに、多様なコミュニティや人とのつながりの中で、互いを尊重し、多世代で交流しながら、誰もがつながり支え合う地域社会をつくりまします。

※1 「声」…意見だけでなく、広く気持ちや考えを含むものであり、子どもの年齢や発達に応じて、言語化された声のみならず、遊びや身振り等の非言語のコミュニケーションも含んでいる。

※2 「ウェルビーイング (Well-being)」…身体的、精神的、社会的に満たされ、その人にとってちょうど心地よい、幸せな状態であることをいいます。

〈子ども・若者政策と少子化対策の関係性〉

現在の少子化は、経済的要因・心理的要因・環境的要因等、複数の要因が絡まっており、その対策には子どもや子育てを応援するといった社会全体の意識改革や子育ての社会化等も含み、国、都、区市町村、民間企業等がそれぞれの役割の下、連携しながら取組みを推進する必要があります。

区は、「今後の子ども政策の考え方(グランドビジョン)」を踏まえ、住民に最も身近な基礎自治体として、世田谷版ネウボラを中心とした妊娠期からの子育て支援、区民に寄り添った切れ目ない施策を強化していくことに重点を置き、事業者を含むすべての区民とともに、「子ども・子育て応援都市」の施策と地域の力を総動員して、子ども・若者が「このまちで育ってよかった」と思えるまち、「子ども・若者、Do 真ん中」の実現に取り組んでいます。

最も身近な自治体として、区民の多様な価値観を尊重しつつ、希望する方が子どもを産み育てることを選択し、喜びを持てる環境を整えることが重要であることから、本計画の目標である「子どもが権利の主体として、一人ひとりの健やかな育ちが保障され、子ども・若者が、自分らしく幸せ(ウェルビーイング)な今を生き、明日からもよい日と思える社会を実現する。」ことによって、「世田谷で子育てしやすい」「子育てし続けたい」と実感できる区民を増やし、社会増及び自然増により持続可能な人口構成になることで、区として「希望する暮らしを叶えられるまち、住み続けられる世田谷」を実現し、国、都の少子化対策に資することにつなげていきます。

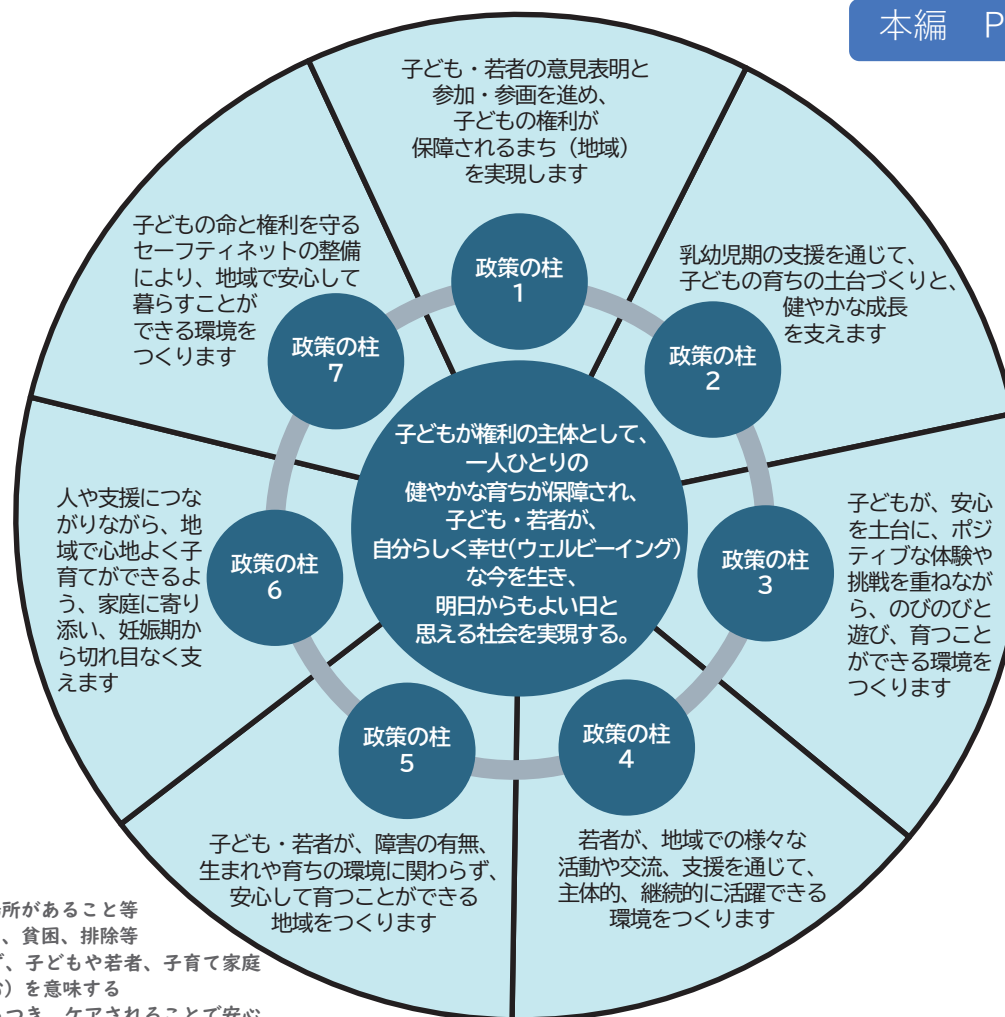
第4章 政策の柱

本編 P57-58

子ども・若者の育ちと成長、子育てを子ども・若者や保護者だけの責任とはせず、地域社会全体で育ちと成長、子育てを支えるための取組みを推進することを主眼に「政策の柱」を定めます。

区は、事業者を含む区民とともに、子どもの生活するあらゆる場において、子どもの権利が当たり前に保障され、それを基盤に、妊娠期から乳幼児期にかけて、子ども一人ひとりが安定したアタッチメント※4を形成できる環境を整えます。そして、**子どもや若者、子育て家庭(保護者)が、ライフステージを通じて多様なコミュニティ※3とつながり、様々な人と出会うことのできる環境**をつくります。

子ども期を通じて、自分らしさが肯定されて、自分自身の声が周囲に受け止められる応答的で安心のできる関係や環境を基盤にして、豊かに遊び、意見を表明し、地域や社会に参画し、挑戦できる**ポジティブな体験(PCEs※1)**を増やし、**様々な生き方を選択できる機会を充実**します。



※1 「PCEs (子ども時代のポジティブな体験)」…家庭や学校や地域で、温かく応答的な関係性や、居場所があること等

※2 「ACEs (子ども時代の逆境体験)」…虐待やネグレクト、家庭内での暴力やメンタルヘルスの不調、貧困、排除等

※3 「コミュニティ」…これまでの地域行政における地域・地区等の場所や圏域としての意味に止まらず、子どもや若者、子育て家庭が紡ぐ日常的なつながりや人間関係(対面的な関係に加え、インターネット空間における関係性も含む)を意味する

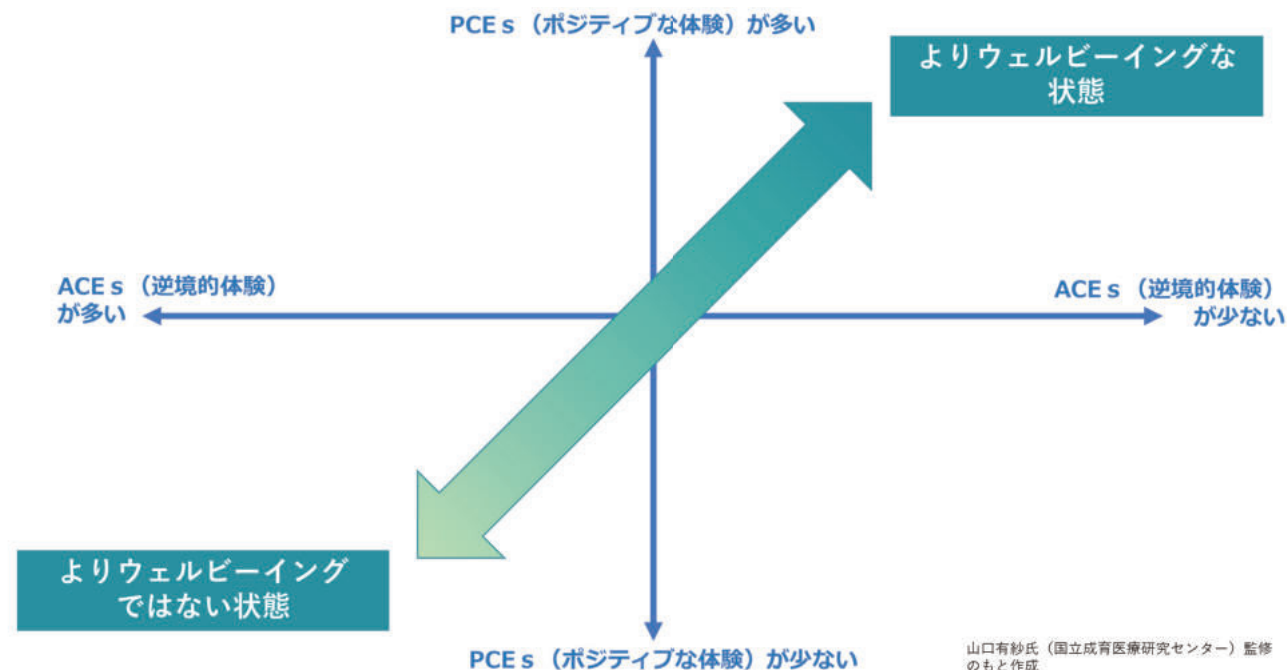
※4 「アタッチメント」…不安や恐怖などを感じたときに「特定の誰か(アタッチメント対象)」にくっつき、ケアされることで安心感を得ようとする本能的な欲求や行動のこと

子どもを取り巻く環境とライフステージを通じて 逆境体験(ACEs※2)を減らし・癒し、ポジティブな体験(PCEs※1)を増やす

妊娠期から子どものライフステージを通じて、基本的な生活基盤の安定と、家庭や学校、地域で、あたたかく応答的な関係性や、居場所があること等、**ポジティブな体験(PCEs※1)**を重ねることは、**ウェルビーイングの基盤**です。

小中学生アンケート調査の結果からも、〈周囲の人が自分の意見をちゃんと聞いてくれている〉、〈家族に大切にされている〉、〈学校が楽しい〉、〈地域のお祭りなどに行くのが好き〉、〈家族の他に自分のことを真剣に考えてくれる大人がいる〉という複数の体験や実感が、自己肯定感に影響することが推測される結果でした。

さらに、こうした体験は、虐待・ネグレクト・家庭内での困難やいじめ等の**逆境体験(ACEs※2)**がある子どもたちの**傷つきの影響を緩和する可能性がある**ことから、子どもを取り巻く多様なコミュニティ※3の中で、信頼できる人々との関わりや体験を、子どもの権利に根差して保障することが必要です。



山口有紗氏（国立成育医療研究センター）監修
のもと作成

政策の柱Ⅰ 子ども・若者の意見表明と参加・参画を進め、 子どもの権利が保障されるまち（地域）を実現します

本編
P60・61

子どもは、一人ひとりが権利の主体であり、大人とともに地域社会をつくっていく一員であり、これからの社会を変え、地域社会と一緒に創っていくパートナーです。

日々の暮らしの中で、子ども・若者が、意見や考えを聴いてもらっている、と実感できることは、子ども自身の意見表明や意見形成、地域社会への参加意欲を支える土台となります。また、意見や考えは、子どもの年齢や発達に応じて、言語化された声のみならず、泣き声、遊び、身振り、しぐさや表情等の非言語のコミュニケーションを含むことから、乳幼児期も含めて、日常的に過ごす場から、対話を重ねる必要があります。

乳幼児期も含めて、日常の関わりや過ごす場、地域や社会の機会等、多様な意見表明と参加・参画の取組みをさらに充実し、子ども・若者一人ひとりが、参加しやすく、安心して声や意見を表明し、自分らしさが肯定される応答的な関わりを通じて、周囲に何らかの変化をもたらしたり、受け入れられたと実感できる環境づくりに取り組みます。

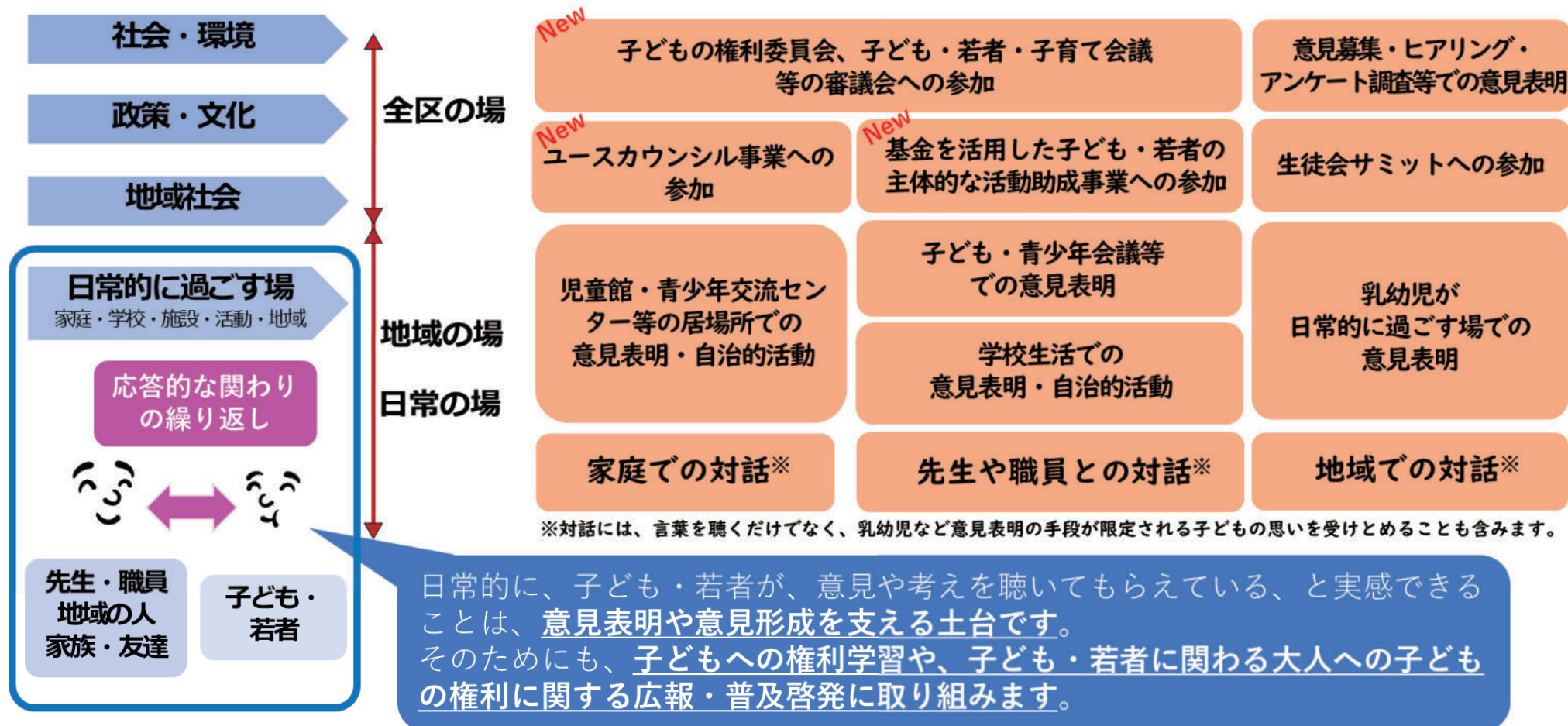
これらの取組みにより、子ども・若者が、様々な人々や地域・社会に関わっている、と実感できるまちを実現します。

めざす状態	子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標
安心して、自分の意見を言うことができ、その意見が大切にされていると感じている	①周りの人は自分の意見をちゃんと聞いてくれている、と思う子ども・若者の割合
一人ひとりの子どもの最善の利益が、その子の意見を踏まえて十分に考慮されている	②自分にとって一番よいことはなにか、大人にいっしょに考えてもらえる、と思う子どもの割合
子どもが、周囲や地域の様々な人々と社会的に関わっている、と感じることができている	③社会を自分の力で変えられる、と思う子どもの割合
若者が、地域での活動や交流を通して、いきいきと力を発揮している	④人や社会の役に立ちたい、と思う若者の割合
施策の方向性	
◆ 日常的に子ども・若者が意見を表明しやすい環境づくり※と地域・社会への参加・参画の推進 ◆ 子ども・若者が参画した施策の評価・検証の仕組みの構築 ◆ 子どもの権利学習・意識の醸成、権利擁護の取組みの推進 ◆ 施設や学校で子どもに関わる大人への子どもの権利学習、保護者への子どもの育ちや子どもの権利に関する意識醸成 ◆ 地域で子どもを見守り支える気運の醸成と子育ての社会化	
※うまく意見を表明できない乳幼児等の意見をくみ取る関わり、自己を形成するための支援等	

世田谷区における子ども・若者の参加・参画の全体像

本編
P97

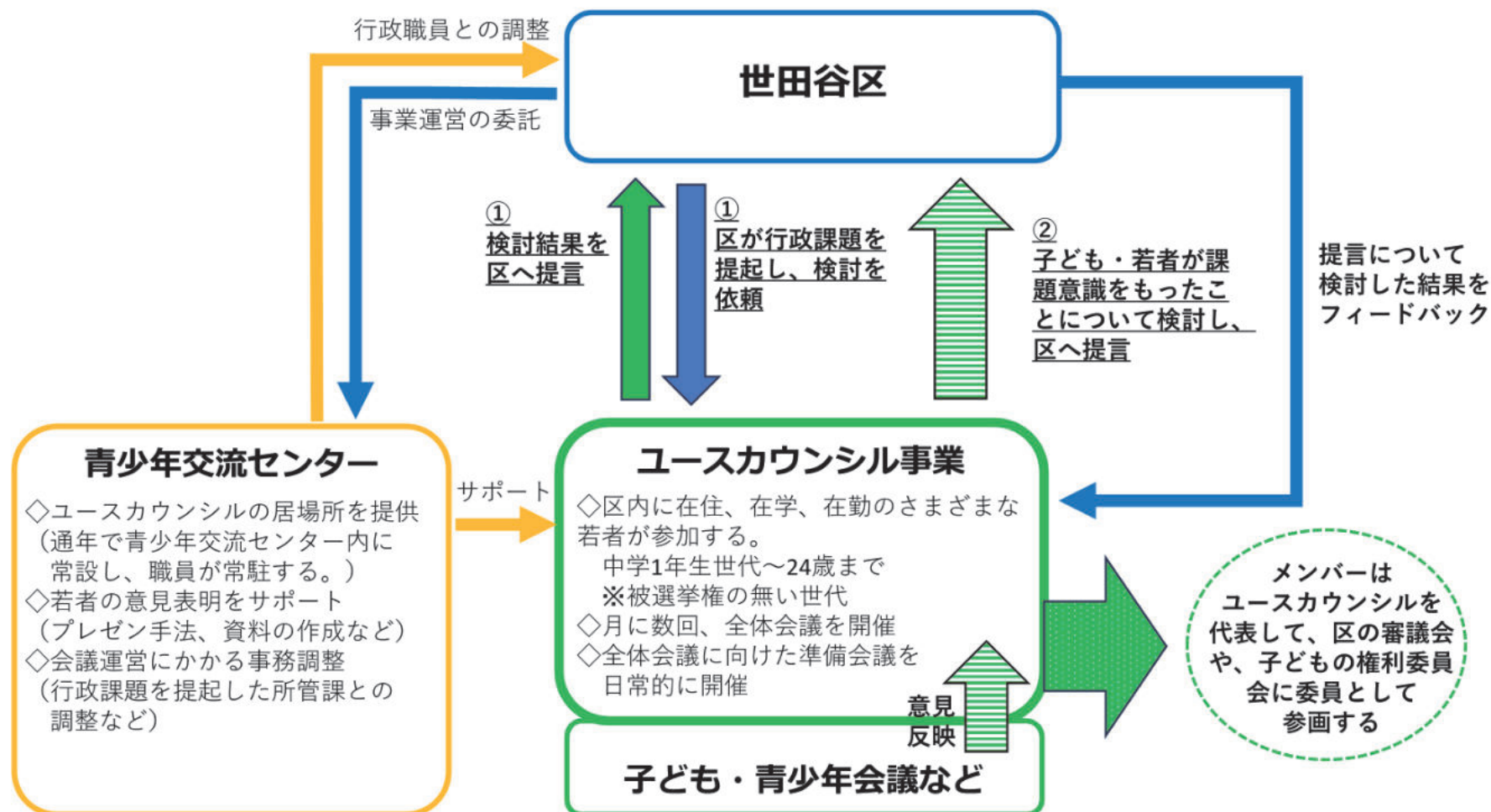
年齢や発達に応じた意見表明（フィードバックを含む）の場を設け、子ども・若者の参加・参画の取組みを推進します。



ユースカウシル事業

本編
P98

- 主な検討事項**
- ①区が提起した行政課題について検討を行い、検討結果を区へ提言する。
 - ②子ども・若者が課題意識をもったことについて自ら検討を行い、区へ提言する。



政策の柱2 乳幼児期の支援を通じて、 子どもの育ちの土台づくりと、健やかな成長を支えます

本編
P63・64

乳幼児期の子どもが、健やかに成長(育ち)するとともに、心も、身体も、周囲との関係も、心地よく満たされ、自分のことが好き、と実感できる社会を実現する必要があります。また、保護者は子どもに最も近い存在であり、子ども期を通じて、保護者自身のウェルビーイングを高めることが、子どものウェルビーイングを実現するために欠かすことができません。

そのためには、子どものウェルビーイングと成長を支えるとともに、子どもが保護者と安定したアタッチメント※が形成できるような環境を整える等の子どもの育ちの土台づくりも重要です。

区は、乳幼児期の子どもの健やかな成長と育ちの土台づくりのために、子どもや子育て家庭の状況を把握し、それぞれのニーズに沿った教育・保育事業や子ども・子育て支援事業をきめ細かく展開します。

また、子どもの育ちに関わるすべての関係者(施設・事業)が、専門性をいかながら、子どもの権利を主体にした支援を行えるよう、質の確保と向上に取り組みます。

これらの取組みにより、子どもの健やかな成長と自己肯定感の向上に向けた取組みを継続することで、生涯にわたるウェルビーイングの実現を図ります。

めざす状態	子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標
子どもが自分自身のことが好きだ、と感じることができている	⑤自分のことが好きだ、と思う子どもの割合(小学校低学年のみ)
保護者も、子どもと一緒に育ち、子育てを楽しんでいる、と感じることができている	⑥子育てを楽しんでいる、と感じる保護者の割合
施策の方向性	
◆ 子どもの育ちを支えるための教育・保育施設等の充実 ◆ 子どもの権利を主体とした教育・保育の質を守り、高めるための支援 ◆ 子どもの健やかな育ちを支える専門人材の確保・育成 ◆ 保護者への子どもの育ちや子どもの権利に関する意識醸成(再掲) ◆ 教育・保育施設から学校への円滑な接続のための連携強化	

※アタッチメント...不安や恐怖等を感じたときに「特定の誰か(アタッチメント対象)」にくっつき、ケアされることで安心感を得ようとする本能的な欲求や行動のこと。アタッチメントが安定していると、子どもは自分や社会への基本的な信頼感を育むことができ、アタッチメント対象を安全基地として外の世界を探索することができる。

政策の柱3 子どもが、安心を土台に、ポジティブな体験や挑戦を重ねながら、 のびのびと遊び、育つことができる環境をつくります

本編
P66・67

区ではこれまで、子どもの成長・発達を支える「遊び」を大切にしながら、子どもが自分らしく安心・安全に過ごし、育つことができる環境づくりに取り組んできました。

その一方で、児童虐待相談件数の増加や遊び場の減少、子ども自身が自由に使える時間を十分に持てない状況等、子どもを取り巻く環境の厳しさが増しており、「遊ぶ権利」や「育つ権利」、「参加する権利」をはじめとした子どもの権利を全ての子どもが実感できる環境整備が以前にも増して重要となっています。

そのために、子どもの成長を温かく見守るネットワークを拡充していくとともに、児童館をはじめとした居場所が「子どもの権利の拠点」となり、子どもが遊んだり、くつろいだり自由に過ごすことができたり、意見を言いやすい環境を整え、その取り組みを地域に広げていきます。

これらの取り組みにより、子どもが、その時々ニーズに応じた居場所を持ちながら、心も身体ものびやかに成長でき、安心して暮らしている、そして、やりたいことを楽しみ、のびのびと遊び、くつろぐことができている、と実感できる地域社会を実現します。

めざす状態	子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標
子どもが自分自身のことが好きだ、と感じることができている(再掲)	⑤自分のことが好きだ、と思う子どもの割合(再掲)
一人ひとりの子どもの最善の利益が、その子の意見を踏まえて十分に考慮されている(再掲)	②自分にとって一番よいことはなにか、大人にいっしょに考えてもらえる、と思う子どもの割合(再掲)
子どもが安心して過ごせる場所があり、行くことができ、子どもにとって安心できる関係がある	⑦やりたいことを楽しみ、のびのび遊び、疲れたら休むことができている、と思う子どもの割合
	⑧家族の他に自分のことを真剣に考えてくれる大人がいる、と思う子どもの割合
施策の方向性	
◆ 子どもに身近な相談支援・見守りネットワークの強化 ◆ 子どもの権利の拠点の充実 ◆ 子どもが安心して過ごすことができ、多様な経験を重ねることができる場や機会の充実 ◆ 外遊びの機会と場の拡充 ◆ 施設や学校で子どもに関わる大人への子どもの権利学習、保護者への子どもの育ちや子どもの権利に関する意識醸成(再掲)	

政策の柱4 若者が、地域での様々な活動や交流、支援を通じて、主体的、継続的に活躍できる環境をつくります

本編
P69・70

若者期における課題として、子ども期から引き継がれる課題と、自立※を見据えた若者期特有の課題があり、成人期に向けて自立を見据えた支援の体制が必要です。地域の中で様々な人がつながりながら、若者の悩みや葛藤に寄り添い、活動や交流をサポートすることで、若者が自立し活躍するための環境を充実させることがより一層重要となっています。

そのため、地域全体で一人ひとりの若者の悩みや葛藤に寄り添い、支え、互いにつながり合うことができるよう、若者と社会をつなぐ仕組みや様々な支援機関・地域団体等の連携強化が必要です。

また、若者にとって身近な地域のなかで安心して過ごせる居場所の充実を進めるとともに、若者が様々なことにチャレンジし、失敗したり、成し遂げたりする経験を繰り返しながら、自らの力を育むとともにライフプランの選択肢を増やすことができる場や機会を拡充します。さらに、若者が過ごすあらゆる場面において、若者の意見を受け止め、尊重し、ともに考えることで、若者が安心して意見を言える環境づくりや意見反映の取り組みを進めます。

これらの取り組みを通して、すべての若者が様々な活動や交流に参加・参画し、大人を含めた多様な人々とつながり、自分のことを理解してくれる、応援してくれていると実感できる地域の中で、社会の真ん中にいるという実感を持ち、いきいきと力を発揮できる環境を実現します。

※様々な場や人とつながり、色々な頼り先をつくりながら、自己選択・自己決定し、自分らしく生きていくこと

めざす状態	子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標
若者が、地域での活動や交流を通して、いきいきと力を発揮している(再掲)	④人や社会の役に立ちたい、と思う若者の割合(再掲) ⑨世田谷区の相談支援機関を知っている若者の割合
若者が身近な地域のなかで、安心して過ごせる居場所がある、知っている	⑩ホッとでき、安心していられる場所がある、と思う若者の割合
若者がやりたいことにチャレンジしたり、多様な経験を重ねることができる機会が充実している	⑪最近2、3年の間に、学校や仕事以外で、趣味の活動やイベント、ボランティアなどに参加・企画から関わった、若者の割合 ※1
若者が日ごろから意見を尊重されていると実感し、希望を持って自分の意見を伝えたいと思っている	⑫世田谷区の制度・施策について意見を伝えたい、と思う若者の割合

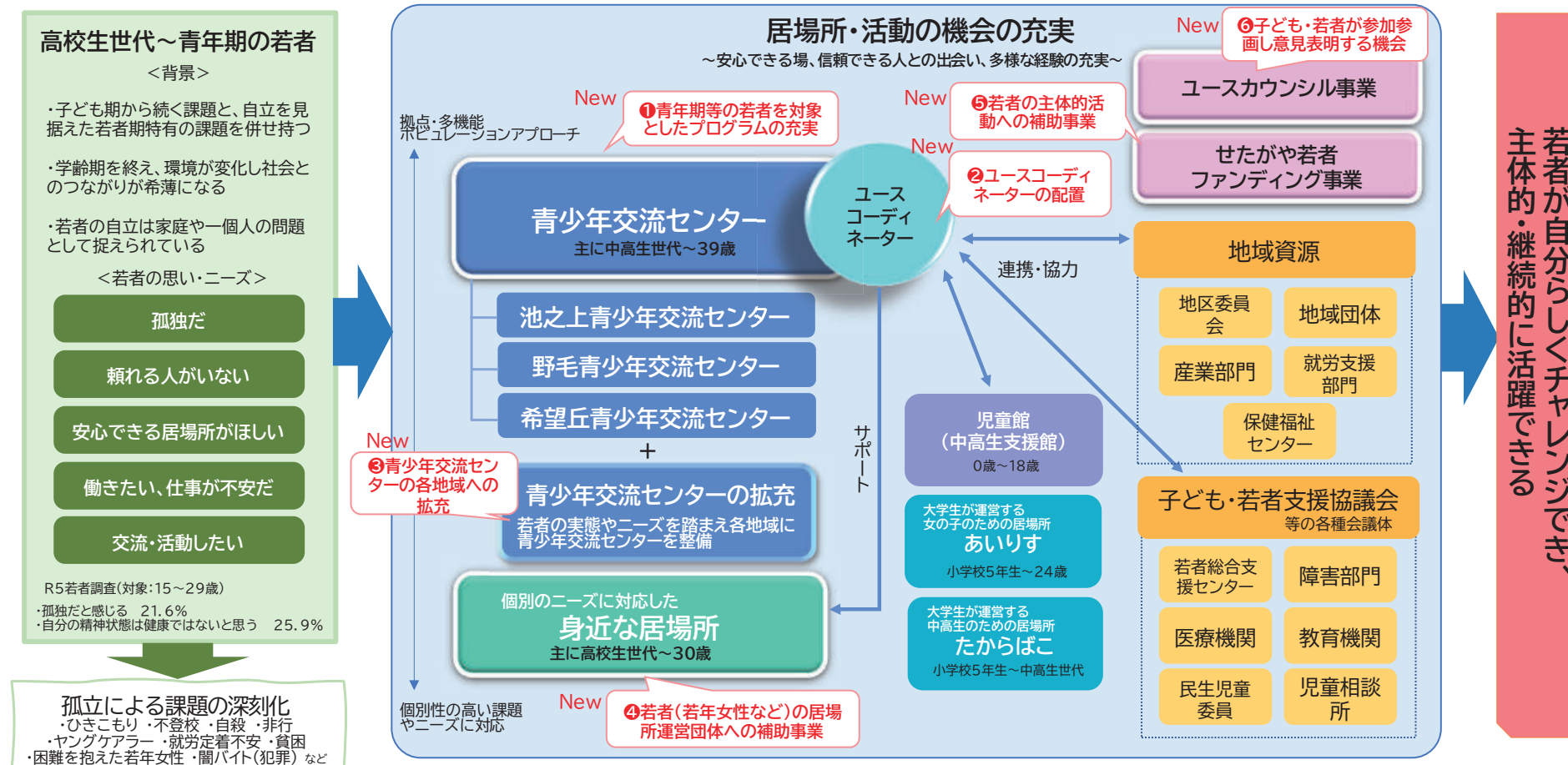
※1 最近2、3年の間に、趣味の活動や地域のイベント、ボランティアなどに参加・企画から関わった、若者の割合

施策の方向性

- ◆ 若者にとって力を発揮できる場や居心地のよい安心して過ごせる場の充実
- ◆ 若者が地域で多様な経験を重ねることができる場や機会の充実及び参加・参画の推進

若者施策の方向性について

主に青年期等の若者を対象として、地域に若者の多様なニーズや特性に応じた居場所や活動の機会を充実させることで、安心できる場、信頼できる人との出会い、多様な経験等を通して、「若者が自分らしくチャレンジでき、主体的・継続的に活躍できる」環境づくりを推進する。



政策の柱5 子ども・若者が、障害や特性等の有無、生まれや育ちの環境等に関わらず、安心して育つことができる地域をつくります

本編
P73・74

子ども・若者一人ひとりが、性別、LGBTQなどの性的指向及びジェンダーアイデンティティ、国籍、障害や特性等の有無、家庭の経済状況など生まれや育ちの環境に関わらず、安心して暮らせている、と実感でき、自分らしさが肯定される応答的な関わりの中で、ポジティブな体験を重ねることができる環境づくりを進める必要があります。

そのためには、子ども・若者が、心身ともに豊かに育つことができるために、社会とのつながり方や経済的に弱い立場になりやすいこと等を踏まえて、様々な課題や個別ニーズに応じて必要な支援が受けられるよう施策を充実するとともに、子ども・若者が抱える悩みや困難を身近な人に語ることができたり、身近な周囲の人がその悩みや困難に気づくことができるよう、サポートにつなげることができるネットワークづくり等に取り組めます。

これらの取組みにより、子ども・若者一人ひとりが、性別、LGBTQなどの性的指向及びジェンダーアイデンティティ、国籍、障害や特性等の有無、家庭の経済状況など生まれや育ちの環境で選択肢が制約されず、多様性が認められ、本来持っている力が発揮でき、ウェルビーイングな状態にあることを実現します。

めざす状態	子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標
子ども・若者が、障害や特性等の有無、生まれや育ちの環境等に関わらず、安心して暮らせている、と実感することができる	⑧家族の他に自分のことを真剣に考えてくれる大人がいる、と思う子どもの割合(再掲)
	⑬心も身体ものびのび成長でき、安心して暮らしている、と思う子どもの割合
	⑭どんな理由でも差別されない、と思う子どもの割合
	⑮自分のことが大事だ、と思う若者の割合
施策の方向性	
◆ 子どもの貧困対策 ◆ ひとり親家庭への支援 ◆ 発達・発育を支える体制の整備・充実(医療的ケア児への支援や施設整備等) ◆ ヤングケアラーへの支援の充実 ◆ 何らかの悩みや困難、生きづらさを抱えた子ども・若者への支援 ◆ 保健福祉分野と教育分野が連携した子ども・若者への支援	

政策の柱6 人や支援につながりながら、地域で心地よく子育てができるよう、 家庭に寄り添い、妊娠期から切れ目なく支えます

本編
P76・77

妊娠期から、子育て支援と福祉、医療、地域とが連携しながら、顔が見えるネットワークの中で、「世田谷版ネウボラ」を中心に、子育て家庭を切れ目のない支援に取り組んできました。

しかしながら、コロナ禍を経て、地域の見守りや支え合いのコミュニティの希薄化に拍車がかかり、家族の核家族化や子育て世代の減少等もあり、妊娠や出産、子育てが孤立しており、その対応が急務になっています。

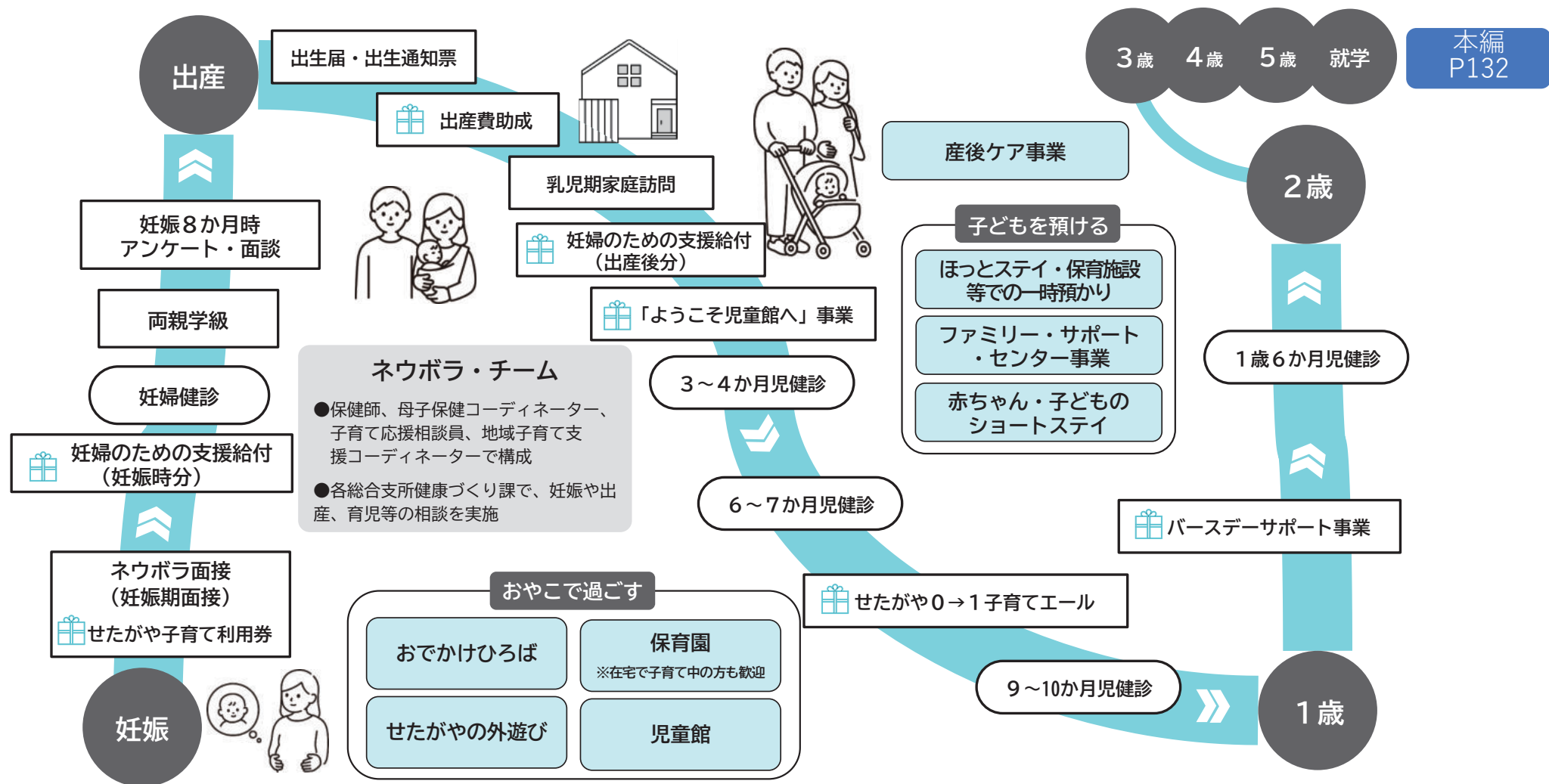
また、保護者は子どもに最も近い存在であり、子ども期を通じて、子どもが安定したアタッチメントを基盤に、自分や社会への基本的な信頼を実感する上で、大きな影響を与えることから、保護者自身のウェルビーイングを高めることが、子どものウェルビーイングを実現するために欠かすことができません。

「今後の子ども政策の考え方(グランドビジョン)」の考えを踏襲し、子育て家庭が、日々の暮らしの身近なところで、地域の人々や支援につながりながら、孤立することなく、安心して暮らせるよう、包括的な相談支援体制の強化や伴走型支援、予防型施策の充実に取り組みます。また、妊娠期も含めて、地域につながりながら子育てするための仕掛けや、オンラインも活用した相談やプッシュ型の情報提供・支援、アウトリーチによる支援を充実します。

これらの取り組みにより、子どもとその保護者のウェルビーイングを実現し、地域の中で人々とつながりながら、心地よく暮らすことができる地域社会を実現します。

※2 地域に携わってもよい、と考える保護者の割合

めざす状態	子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標
保護者も、子どもと一緒に育ち、子育てを楽しみ、と感じることができている(再掲)	⑥子育てを楽しみ、と感じる保護者の割合(再掲)
保護者等が、地域の中で人々とつながりながら、心地よく子育てしている	⑩子育てしやすい環境だ、と感じる保護者の割合
	⑪地域の子ども・子育て支援に携わってもよい、と考える保護者の割合 ※2
施策の方向性	
◆ 伴走型相談支援体制の強化 ◆ 妊娠期から地域につながる取組みの推進、相談からつながる育児不安の軽減に向けた支援や仕組み、情報や支援を届ける取組みの充実 ◆ 保護者の学びの支援とリフレッシュできる場・機会の充実 ◆ 保護者への子どもの育ちや子どもの権利に関する意識醸成(再掲)	



人や支援につながりながら、地域で心地よく子育てができるよう、
家庭に寄り添い、妊娠期から切れ目なく支えます

政策の柱7 子どもの命と権利を守るセーフティネットの整備により、 地域で安心して暮らすことができる環境をつくります

本編 P79

令和2年度(2020年度)に児童相談所を開設し、区民生活に密着した基礎自治体として、児童相談のあらゆる場面において子どもの権利が保障され、その最善の利益が優先された「みんなで子どもを守るまち・せたがや」の実現をめざすことを理念とし、あらゆる子どもには家庭を与えられるべきという視点に立ち、子どもが家庭で健やかに養育されるよう保護者支援を重点的に行うとともに、子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的な運用を大きな柱として、地域の支援を最大限に活用した予防型の児童相談行政の展開を図ってきました。

一方で、令和5年度(2023年度)の区の児童虐待相談対応件数は、3,265件にのぼり、複雑・困難なケースも増加していることから、更なる支援の充実を図る必要があります。

そのために、家庭への養育環境の支援に取り組むとともに、代替養育を必要とする子どもが、家庭と同様の養育環境において養育されるよう、子どもの最善の利益が保障された権利擁護の取組みを推進します。

これらの取組みを通じて、子どもの命と権利を守るセーフティネットが整備された地域のつながりの中で、子どもの権利が保障され、心身ともに安全・安心して暮らすことができる地域社会を実現します。

めざす状態	子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標
子どもが、安心して暮らせている、と感じることができる	⑬心も身体ものびのび成長でき、安心して暮らしている、と思う子どもの割合(再掲)

施策の方向性
◆ 予防型の児童相談行政の推進 ◆ 家庭養育を優先した社会的養護の推進 ◆ 地域で安心して暮らすことができるための環境整備と支援の充実

第5章 計画の内容

本編
P82-181

大項目	中項目	小項目
1 乳幼児期の子どもの 育ちの土台づくりと 成長の支援	(1) 子どもの育ちを支えるための教育・保育施設の充実 (2) 教育・保育の質を守り、高めるための支援	①子どもの育ちを支えるための教育・保育施設の定員確保 ②子どもの育ちを支えるための多様な保育の充実 ③区立保育園における子どもの育ちのセーフティネットの支援 ①教育・保育の質を守る取組みの推進 ②子どもの育ちの土台づくりのための教育・保育の充実 ③教育・保育施設から学校への円滑な接続のための連携強化
2 子どもの意見表明・ 参加・参画と 成長・活動の支援	(1) 子ども・若者が意見表明しやすい環境づくりと参加・参画の機会の充実 (2) 子どもの権利学習・意識の醸成、権利擁護の取組みの推進 (3) 子どもに身近な相談支援・見守りのネットワークの強化 (4) 子どもの権利の拠点の充実 (5) 子どもが安心して過ごすことができ、多様な経験を重ねることができる場や機会の充実 (6) 子ども期からのこころとからだの健康づくり	①身近な場所で子ども・若者が意見表明し、参加・参画できる機会の充実 ②身近な参加・参画の機会から、その意見を区の施策に反映する仕組みの構築 ①子どもの権利学習、意識醸成の推進 ②子どもの権利擁護の取組みの充実 ①児童館を拠点とした子どもに身近な見守りのネットワークの強化 ①子どもの権利の拠点の充実 ①成長に応じた放課後等の居場所の拡充 ②外遊びの機会と場の拡充 ③多様な体験を重ねることができる環境づくり ④子ども・若者にわかりやすく情報を伝える取組みの充実 ①こころとからだの健康づくり ②思春期世代に向けたリプロダクティブヘルス/ライツ周知啓発の実施
3 若者が力を 発揮できる 環境づくり	(1) 若者が力を発揮できる環境の充実 (2) 若者自身がライフプランを描き実現するための支援	①若者の交流と活動の場の充実 ②地域での若者の参加・参画の推進 ③若者に向けた文化・情報の発信 ①生活の安定と多様な働き方への支援 ②ライフプランの選択肢を増やす多様な経験や正しい知識を得る機会の創出
4 妊娠期からの 切れ目のない 子育て支援	(1) 妊娠期から人や支援につながりながら、子育てできる環境づくり～世田谷版ネウボラの深化～ (2) 保護者の子育て力をともに支えるための支援	①身近なところで人や支援につながる場の充実 ②伴走型相談支援の強化 ③人や支援につながるための仕組みの充実 ④就学後の子どもを育てる保護者が身近なところで相談できる場や機会の充実 ①保護者の学びの支援 ②保護者がリフレッシュできる場・機会の充実
5 支援が必要な 子ども・若者・ 子育て家庭 のサポート	(1) 要保護児童・養育困難家庭への重層的支援 (2) 配慮が必要な子ども・若者への支援 (3) 生活困難を抱える子どもの支援～子どもの貧困対策の推進～ (4) ひとり親家庭の子どもの支援 (5) 悩みや困難、生きづらさを抱える子ども・若者への支援	①予防型の児童相談行政の推進 ②地域で安心して暮らすことができるための環境整備と支援の充実 ③家庭養育を優先した社会的養護の推進 ①配慮が必要な子ども・若者への連携した途切れのない支援の実施 ②日常を過ごす場や地域で安心して過ごせる支援の充実 ③医療的ケアが必要な子どもへの支援の充実 ①教育の支援 ②生活の安定に資するための支援 ③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援 ④経済的負担の軽減のための支援 ⑤支援につながる仕組みづくり ①つながる情報提供、相談機能の充実 ②子育て・日常生活における多面的な支援の充実 ③子どもの健やかな成長に向けた支援の充実 ④将来設計を見据えた多様な働き方サポートの充実 ①ヤングケアラーへの支援体制の充実 ②生きづらさを抱える若者と家族に寄り添う支援 ③多様化する悩みや困難、課題に応じた支援 ④悩みや困難を抱える女性のための居場所と支援の充実
6 保健福祉分野と教育 分野が連携した子ど も・若者への支援	(1) 保健福祉分野と教育分野の連携強化 (2) 「共に学び、共に育つ」教育の充実	①多機関が連携した支援体制の強化 ①インクルーシブ教育の推進 ②特別支援教育の充実 ③教育相談・不登校支援の充実
7 子ども・若者の 成長を支える 地域社会づくり	(1) 子ども・若者、子育てに携わる人材の確保及び育成、支援 (2) 子育てに係る手続きの負担軽減、情報を届ける仕組みの充実 (3) 地域の子育て力への支援 (4) 子ども・若者、子育てを支える基盤	①地域の子ども・子育て支援に携わる人材の確保・育成 ②子ども・若者、子育て支援に携わる専門人材の確保・育成・専門性の向上 ①子育てに関する情報を届けるための情報発信 ②保育入園事務のデジタル化・オンライン化による保護者の利便性向上と事務の効率化 ①子どもの育ちを見守り支える気運醸成と地域で子育てを支える地域社会づくり ②地域でともに支えあう活動の推進とネットワークづくり ①子ども・子育てにやさしいまちづくり ②子ども・子育て家庭の安全・安心 ③妊娠や出産、子育てを希望する選択を支えるための環境の充実

第6章 子ども・子育て支援事業計画（令和7年度～11年度）

本編
P182-202

<教育・保育事業>

(人)

		令和6年度（2024年度）（見込）					令和11年度（2029年度）								
		1号 認定	2号認定		3号認定			1号 認定	2号認定		3号認定				
			幼児期の 学校教育 の希望が 強い	左記 以外	0歳	1歳	2歳		幼児期の 学校教育 の希望が 強い	左記 以外	0歳	1歳	2歳		
①需要量見込み		6,390	1,762	10,618	1,908	7,632		5,419	1,516	9,939	1,846	3,762	3,614		
確保 の 内 容	②特定教育・保育施設	1,906		11,061		1,595	6,707		1,282		10,875		1,573	3,220	3,482
	③新制度に移行しない幼稚園	9,545						8,135							
	④区外利用－区内利用	602						602							
	⑤地域型保育事業所			7	81	257				7	81	130	127		
	⑥認可外保育施設			231	256	874				231	250	419	410		
	⑦確保総計	12,053		11,299	1,932	7,838		10,019		11,113	1,904	3,769	4,019		
	⑧前年度比	-68		132	-31	228		-50		-45	-13	-14	-7		

<子ども・子育て支援事業・こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)>

事業名			単位	需要量見込み		確保の内容	
				令和6年度 (2024年度)	令和11年度 (2029年度)	令和6年度 (2024年度)	令和11年度 (2029年度)
子ども・子育て支援事業	利用者支援に関する事業	基本型	か所	6	60	6	60
		地域子育て相談機関	か所	—	88	—	88
		特定型	か所	5	5	5	5
		こども家庭センター型	か所	5	5	5	5
		妊婦等包括相談支援事業型	か所	—	5	—	5
	延長保育(時間外保育事業)		人	1,912	1,708	5,579	5,300
	一時預かり事業	幼稚園による一時預かり	人日	471,418	411,232	406,770	411,232
		その他の一時預かり	人日	249,947	166,496	206,328	172,064
	ファミリー・サポート・センター事業〔就学児〕(子育て援助活動支援事業)		人日	37,200	30,259	5,160	6,230
	学童クラブ事業(放課後児童健全育成事業)		人	9,058	10,022	9,187	10,022
	ショートステイ事業(子育て短期支援事業)		人日	1,240	1,984	3,957	4,437
	養育支援訪問事業		件	306	925	330	925
	ひろば事業(地域子育て支援拠点事業)		か所	73	83	73	83
	病児・病後児保育事業		人日	25,233	22,200	25,200	25,200
	乳児期家庭訪問事業(乳児家庭全戸訪問事業)		人	6,441	5,679	5,931	5,679
	妊婦健診事業		人	6,734	6,200	契約医療機関で実施	契約医療機関で実施
	子育て世帯訪問支援事業	産前・産後訪問支援事業 (さんさんプラスサポート・ツインズプラスサポート事業)	件	—	403	—	411
		養育支援等ホームヘルパー訪問事業(養育困難家庭)	件	—	144	—	144
		学生ボランティア派遣事業	件	—	22	—	22
	児童育成支援拠点事業		人	—	124	—	80
	親子関係形成支援事業(ペアレント・トレーニング)		人	—	24	—	24
	産後ケア事業		人日	—	13,264	—	14,864
	妊婦等包括相談支援事業		件	—	17,420	—	17,420
	こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)		人日	—	223	—	223
			時間数	—	39,313	—	39,313

※確保の内容の令和6年度は見込

〈計画策定の趣旨〉

子どもの貧困対策の推進にあたっては、親の妊娠・出産期や子どもの乳幼児期における早期の課題把握から、子どもの学校教育段階、さらに子どもが卒業、就職して、社会的自立が確立されるまで、切れ目のない支援を行うことが重要です。また、子どもの貧困の背景には様々な社会的要因があることを踏まえ、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、関係機関をはじめ地域が一体となり推進する必要があります。

このことから、これまでの取り組みをさらに充実・発展させていくことも踏まえ、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく子どもの貧困対策計画を策定しました。

〈計画の方向性〉

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、また、保護者の子ども期からの貧困の連鎖を断ち切ると同時に、新たな貧困の連鎖を生まないよう、すべての子どもが健やかに育成される環境を整備していくとともに、ひとり親世帯のみならず、ふたり親世帯も含む生活困難を抱える子どもや保護者に対する支援を地域と連携しながら全庁的に推進していきます。

区が推進する多くの施策は子どもの貧困対策に何らかの形で寄与するという考えのもと、子どもへの支援・サービスの量及び質の充実、保護者への支援の充実、当事者視点に立った情報提供の推進とともに、アウトリーチやプッシュ型による支援体制の強化、及び多機関が連携した支援体制の強化による支援につながる仕組みづくりに取り組みます。

〈計画の内容〉

（１）教育の支援

- ① 子どもの育ちを支える乳幼児期の教育・保育の支援の充実
- ② 学校における学力定着に向けた取り組みの推進
- ③ 地域における切れ目ない学習支援の拡充
- ④ 高等教育の進学に向けた支援の充実
- ⑤ 学校での気づきを契機とした早期把握・支援につなぐための体制強化

（２）生活の安定に資するための支援

- ① 子ども・若者が選べる多様な居場所の充実
- ② 体験の機会の保障のための支援の充実
- ③ 食の提供に関する取り組みの推進
- ④ 住宅支援の推進
- ⑤ 妊娠・出産期から生活の安定に向けた支援の充実

（３）保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- ① 求職時等の子どもの預かりの充実
- ② 安心して子育てをしながら就労できる環境づくりに向けた事業者への働きかけの推進
- ③ 個々の状況に応じたきめ細かな就労支援の充実

（４）経済的負担の軽減のための支援

- ① 親の妊娠・出産期から子どもが若者となり社会的自立するまでを見据えた経済的負担の軽減の充実
- ② 経済的支援につながるための情報発信・相談体制の強化

（５）支援につながる仕組みづくり

- ① 当事者の視点に立った情報提供の推進
- ② アウトリーチやプッシュ型による支援体制の強化
- ③ 多機関が連携した支援体制の強化

2. 世田谷区子どもの権利条例

(1) 趣旨

区は、平成13年12月に23区で初めて制定した「世田谷区子ども条例」を一部改正した、「世田谷区子どもの権利条例」を令和7年4月に施行しました。

改正条例の名称に権利という言葉を追加し、具体的な子どもの権利を明記することで、子どもの権利が当たり前に保障され、子ども自身が子どもの権利を実感できる文化と地域社会をつくり出し、発展させ、継承していくことを目指しています。

経過

区は、令和5年4月の「こども基本法」の施行や、全国の自治体における子どもの権利保障に向けた取り組み、世田谷区子ども・若者調査等で明らかになった子どもたちを取り巻く状況等を踏まえ、子どもの権利を条例に明確に定義し、区を含めた地域社会の責任として捉え直す必要があると考え、条例改正に向けた検討を開始しました。

区長附属機関の「子ども・子育て会議」及び「子ども・青少年協議会」における検討結果を踏まえて条例素案を作成し、パブリックコメントでの区民意見や、インターネットアンケート・意見聴取の取り組みでの子ども・若者の意見、学校など関係機関からの意見、区議会での議論などを反映してまとめました。

主役である子どもが、条例を自分のものとして受けとめ、活かすことができるよう、条例の前文、目標、子どもの権利には、子ども条例検討プロジェクトで子どもたちが検討した意見を反映しています。

(2) 改正のポイント

1

「子どもの権利」を具体的に明記しました

国連「子どもの権利条約」が規定する4つの一般原則の権利を引用したほか、区の子どもたちが検討を行い、特に重要と考えた権利を明示する形で具体的に規定しました。

2

子どもの声を反映し思いを込めました

条例の主役である子どもが、条例を自分のものとして受けとめ、自分たちの条例として活かすことができるようにするため、条例前文などに子どもの思いを反映しました。

3

子どもの権利の保障状況を評価・検証する第三者機関を設置

区が実施する施策等において、子どもの権利が適切に保障されているかを評価・検証する第三者機関を設置することを規定しました。

※第三者機関の細則については「世田谷区子どもの権利委員会条例」で規定します。

(3) 子ども条例検討プロジェクト

- ◆子ども・子育て会議からの答申『「世田谷区子ども条例」の改正にあたっての考え方について』(令和6年3月)において、条例の主役である子どもが、条例を自分のものとして受けとめ、自分たちの条例として活かすことができる条例にする必要があるとの提言を受け、「前文」「目標」「子どもの権利」を、子どもたちに考えてもらうことになりました。
- ◆条文の検討にあたっては、公募により集まった、中学生・高校生で構成する「子ども条例検討プロジェクト」を新たに立ち上げ、大学生世代の若者によるファシリテートのもとで、子どもたちが主体となった検討を行いました。

前期検討会

令和6年6～7月 計4回 参加人数15人

→「前文」「目標」「子どもの権利」について、条文を検討しました。



後期検討会

令和6年10～11月 計3回 参加人数18人（前期検討会からの継続参加9人）

→前期検討会の議論を反映した改正条例（素案）を子どもたちにフィードバックしました。
改正条例（素案）についての議会での議論や、令和6年9月に実施したパブリックコメント、「子ども・若者の声ポスト」（インターネットアンケート）に寄せられた意見や、「子ども・青少年会議」（小学生～高校生が参加）での意見など、多様な意見を踏まえて条文の再検討を行い、検討結果を改正条例に反映しました。

(4) 条例の構成

名 称

子どもの権利条例の全文は、42ページ以降をご覧ください。

◆子どもの権利を基盤にした総合条例を目指し、改正される条例を活用して、「子どもの権利が当たり前に保障される文化および社会をつくる」ことを目標とするため、子ども条例に「権利」という文言を追加し「世田谷区子どもの権利条例」としました。

目次

子どもの意見反映

前文（子どもの意見表明／区や大人の決意表明）

全
面
改
正

子ども条例検討
プロジェクトの意見反映

第1章 総則（1条-3条）

子ども条例検討
プロジェクトの意見反映

第2章 子どもの権利（4条-9条）

新設

子ども条例検討
プロジェクトの意見反映

第3章 子ども・子育てを支え合う地域づくり（10条-14条）

新設

第4章 基本となる政策（15条-24条）

第5章 子どもの権利擁護（25条-35条）

第6章 推進計画・推進体制・評価検証など（36条-39条）

第7章 雑則（40条）

(5) 条例の概要①

前 文

全
面
改
正

子ども条例検討
プロジェクトの意見反映

◆子どもの思いや意見を反映した「子どもの意見表明」と、それに大人が応えるかたちで「区や大人の決意表明」を記載しました。

第1章 総則

子ども条例検討
プロジェクトの意見反映

- ◆条例制定の趣旨などに「子どもの権利が当たり前に保障される文化および社会をつくる」ことを明記しました。
- ◆条例で使用する言葉の意味を改めて整理して、定義しました。
- ◆子どもたちが考えた、「一人ひとりが笑顔で自分らしくチャレンジできるまち」を条例の目標に規定しました。

第2章 子どもの権利

新設

子ども条例検討
プロジェクトの意見反映

- ◆国連「子どもの権利条約」が規定する4つの一般原則の権利を引用して掲載し、年齢などの多様性にかかわらず、子どもの権利がすべての子どもに保障されなければならないことや、その実現に向けた政策の実施に当たっても同様の配慮が必要なことを記載しました。
- ◆子どもたちが検討を行い、特に重要と考えた権利を明示する形で、「子どもの権利」を各条文に具体的に規定しました。

(5) 条例の概要②

第3章 子ども・子育てを支え合う地域づくり 新設

- ◆改正前「第1章 総則」に規定していた「保護者の務め」などについて、改正条例「第2章 子どもの権利」に照らし合わせて、保護者や区民などは「役割」、学校や区などは「責務」として示しました。
- ◆地域が子どもを支え、子どもが地域を豊かにし、誰もがつながり支え合う地域づくりに努めることを、地域の中で支える子どもにやさしいまちづくりとして記載しました。

第4章 基本となる政策

- ◆改正前「第2章 基本となる政策」に規定していた「健康と環境づくり」などについて引き続き本章で示しました。
- ◆子どもが社会において責任ある生活を送るために、自分自身に子どもの権利があることや、大人や他の子どもにも権利があること、また、互いを認め合い尊重することが大切であることを普及啓発していくことを記載しました。
- ◆子どもの権利条約が国連で採択された11月20日を「世田谷区子どもの権利の日」として定めました。

(5) 条例の概要③

第5章 子どもの権利擁護

- ◆改正前から引き続き「せたがやホッと子どもサポート」について規定しています。
- ◆「子どもの権利」には、大人と同じ「人権＝人間としての権利」だけでなく、子ども期特有の権利も含まれ、権利行使の主体であることをより明確化するため、改正前の「子どもの人権擁護」という表記を、「子どもの権利擁護」に改めました。

第6章 推進計画・推進体制・評価検証など

- ◆改正前の規定を、ひとつの章にまとめて再構成しました。
- ◆「評価検証」には、区の政策、施策を熟知した専門性と、独立性の担保が求められるため、新たに第三者機関を設置することを規定しました。
- ◆第三者機関「世田谷区子どもの権利委員会」は、区長の附属機関として、教育委員会との連携・協力のもとで、区の実施する施策において子どもの権利が保障されているかを評価検証し、政策提言につなげます。※細則は「世田谷区子どもの権利委員会条例」で規定します。

第7章 雑則

- ◆改正前から引き続き、条例施行に必要なことを区長が定めることを規定しています。

【資料編】世田谷区子どもの権利条例

改正	平成13年12月10日 条例第64号
	平成24年12月10日 条例第82号
	平成26年3月7日 条例第14号
	令和2年3月4日 条例第11号
	令和7年3月5日 条例第68号
目次	
前文	
第1章 総則（第1条―第3条）	
第2章 子どもの権利（第4条―第9条）	
第3章 子ども・子育てを支え合う地域づくり（第10条―第14条）	
第4章 基本となる政策（第15条―第24条）	
第5章 子どもの権利擁護（第25条―第35条）	
第6章 推進計画・推進体制・評価検証など（第36条―第39条）	
第7章 雑則（第40条）	
附則	

（子どもの意見表明）

1. 子どもの思い

私たちは、自分の意見や思いを受けとめてもらったとき、喜びを感じます。

きれいで自然豊かな世田谷を守っていきたいです。

私たちの未来にもっと希望をもちたいです。

自分で様々な選択をして自分らしく生きたいです。

子ども同士が交流し、つながる機会を増やしたいです。

安心できる場所を増やしたいです。

自由に、やりたいことにチャレンジして、学びを深め、成長してい

きたいです。

大人に意見や思いを届けたいです。

こんな思いがかなう世田谷にしたいです。

2. 大人へのメッセージ

大人世代の「あたり前」は、子ども世代の「あたり前」とは違います。

大人たちには、自分が子どもだった時の気持ちを思い出して、子ども

と同じ目線に立って向き合ってほしいです。

子どもはきっとこう感じているという決めつけではなく、私たちの言葉や思いを信じてください。

そして、言葉や思いをしっかり受けとめた上で向き合ってください。

みんなが意見や思いを尊重し合って、何かを恐れずに、自由に発言や表現できる環境が欲しいです。

個性が認められ自分らしく生きたいので、多様性が尊重されることが必要です。

好奇心がくすぐられる体験、機会など、ワクワクを育ちや学びに取り入れてほしいです。

すべての子どもが安心でき、教育を受けられる多様な環境が欲しい

です。

いろんな不安をもっている子どもの味方になってくれる人がいる場所を増やしてください。

「できるかできないか」だけを見るのではなく、「やっている姿」も見てください。

私たちがどんな進路を選んでも、一人ひとりに合わせた応援をしてください。

（区や大人の決意表明）

子どもは、生まれながらにして今を生きる権利の主体です。

子ども時代に、周囲の人に意見や思いを受けとめてもらった経験は、子どもの安心や自信につながり、その後を生きる大きな力となります。

ます。

私たち区や大人は、子どもの思いを大切に受けとめ、子どもにとって一番よいことは何かを真剣に考え、対話し、応えていくよう努力します。

子どもたちがこの条例を通じて、自分に権利があること、また、大人や他の子どもにも権利があることを知ることは、社会における責任ある生活を送る上で、大切なお互いの権利の尊重や、信頼関係の構築につながります。

私たち区や大人は、今と未来をつくるパートナーである子どもの声を聴き、対話しながら、地域が子どもを支え、子どもが地域を豊かにし、誰もがつながり支え合う地域づくりに努めます。

この条例は、日本国憲法、子どもの権利条約（平成元年（1989年）11月20日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」をいいます。）と、子ども基本法の理念に基づき制定します。

私たち区や大人は、子どもが権利の主体として、一人ひとりの子どもが豊かに育つことが保障され、自分らしく幸せな今を生き、明日からもよい日と思える社会を実現していきます。

第1章 総則

（条例制定の趣旨）

第1条 この条例は、子どもの権利が当たり前に保障される文化をつくり、一人ひとりの子どもが、今を自分らしく幸せに生きて、明日に希望を抱きながら、豊かに育つことができる社会をつくるための基本的な事柄を定めるものです。

（言葉の意味）

第2条 この条例において「子ども」とは、次の人のことをいいます。

- （1）まだ18歳になっていないすべての人
 - （2）この条例の趣旨を踏まえ、まだ18歳になっていないすべての人と同等の権利を認めることが適当であると認められる人
- 2 この条例において「大人」とは、過去に子どもであったすべての人のことをいいます。
- 3 この条例において「保護者」とは、子どもの親や祖父母、里親その他子どもの親に代わり養育する人のことをいいます。

4 この条 例 において「学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者」とは、区内において、子どもが育ち、学び、活動したり、過ごしたりすることができる場所やこれらを支援する組織団体・法人のことをいいます。

5 この条 例 において「区民・団体・事業者」とは、子どもが地域の中で関わる多様な大人や子ども、地域で活動する組織団体・法人のことをいいます。

6 この条 例 において「区」とは、区長部局のほか、教育委員会などの行政委員会も含めたすべての執行機関のことをいいます。（条 例 の 目 標）

第3条 この条 例 の 目 標 は、次のとおりとします。

(1)子どもが考 える「一人ひとりが笑顔で自分らしくチャレンジできるまち」をつくります。

(2)子どもは、生まれながらにして今を生きる権利の主体であり、自分らしく、幸 せに生きる権利をもっています。私 たち区や大人は、子どもの思いや意見を受けとめ、子どもとともに、子どもにとって最もよいことを考 え、実現していきます。

(3)子どもが身を置くあらゆる場において、子どもに関わるあらゆる人によって、子どもの権利が当たり前に保障され、子ども自身が子どもの権利を実感できる文化と社会をつくり出し、発展させ、継 承 していきます。

第2章 子どもの権利

(基本となる権利)

第4条 平成元年(1989年)11月20日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条 約」(以下「子どもの権利条 約」といいます。)に定める4つの一般原則をもとに、次に掲げる権利を定めます。これらの基盤となる権利は、年齢、発達、性別、LGBTQなどの性的指向とジェンダーアイデンティティ、国籍、しょうがい う む などの性的指向とジェンダーアイデンティティ、国籍、障 害の有無など(以下「年齢など」といいます。)にかかわらず、すべての子どもに保障されなければなりません。また、これらの権利を実現するための政策の実施に当たっては、年齢などに十分に配慮しなければなりません。

(1)いかなる理由でも差別されない権利

(2)子どもに関係のあることが決められ、行 われるときは、子どもにとって 最もよいことが何かを考 えられる権利

(3)生きる権利と成 長・発達する権利

(4)自分に関係のあることについて、自由に自分の意見や思いを表明 する権利

(自分らしくいられる権利)

第5条 子どもは、自分らしくいられます。そのためには、主に次

に掲げる権利が保障されなければなりません。

(1)自分らしくいられ、個性が尊 重される権利

(2)公正に評価される権利

(豊かに過ごす権利)

第6条 子どもは、様々な経験を通して、自分を豊かに成 長・発達させることができます。そのためには、主に次に掲げる権利

が保障されなければなりません。

(1)今も将来も豊かに生きることができる権利

(2)自分のやりたいことを追 求 できる権利

(3)思い切り遊び、自分にとって楽しいことをする権利

(4)自分が知りたい情報を得られる権利

(5)心や身体が疲れた時に休息 することができる権利

(社会から守られ、支援を受ける権利)

第7条 子どもは、安心して過ごすため、社会から守られ、支援

を受けることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が

保障されなければなりません。

(1)安全で安心して生きることができる権利

(2)健康に暮らせる権利

(3)生活環 境と自然環 境が守られる権利

(自分で自分のことを決める権利)

第8条 子どもは、自分に関することを自分で決めることができま

す。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなり

ません。

(1)自分で選択して自由に自己決定 できる権利

(2)自分らしく学び、成 長・発達 できる権利

(3)様々なことに挑 戦して失敗 できる権利

(意見 を表 明 し、参加・参画 する権利)

第9条 子どもは、自分の意見や思いを 表 明 し、自分に関わる

ことに参加・参画 することができます。そのためには、主に次に

掲げる権利が保障されなければなりません。

(1)意見や思いを様々な方法で 表 すことができる権利

(2)対話を して協働 する権利

(3)地域に参画 する権利

第3章 子ども・子育てを支え合う地域づくり

(保護者の役割など)

第10条 保護者は、子どもの権利を守るため、子どもにとって 最

もよいことを第一に 考 え、子どもの意見を聴き、その実現に向け て子どもに寄り添い、成 長・発達を支え、子どもの身近な安全 基地となる大切な役割を担います。

2 保護者は、子どものために思い、良かれと思 っていることが、子どもの意思に反していたり、成 長・発達の機会を奪 うことにな

っていたりしないかを、子どもの意見や思いを聴きながら、子ども とともに 考 えま す。

3 保護者自身も安心して、自分らしく、幸福であることが大切で

す。保護者は地域で子育てを支えられ、必要な支援を受ける権利が

保障されます。

(学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わ

る事 業 者 の責務)

第11条 学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・こ

どもに関わる事 業 者は、子どもが人間性を豊かにし、将 来への可能性を開いていけるよう、子どもの主体性を尊 重 し、子どもの権利を保障する責務があります。

2 学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者は、子どもの権利を保障するため、区や区民・団体・事業者と連携・協力する責務があります。

3 子どもに関わる事業者は、その雇用する労働者が子育てしやすい環境を整備するとともに、地域の子どもが自分らしく、豊かに育つことができるよう配慮しながら事業活動を行う責務があります。

(区民・団体・事業者の役割)

第12条 区民・団体・事業者は、地域の中で、子どもと子育てをしている家庭を見守り、ともに住みやすい地域をつくっていくという意識をもち、子どもの権利が保障された地域づくりを担います。

2 事業者は、その雇用する労働者が子育てしやすい環境の整備に努めるとともに、その事業活動が子どもの権利の保障につながるよう、配慮に努めなければなりません。

(区の責務)

第13条 区は、子どもの権利を保障するための政策を総合的に実施する責務があります。

2 区は、子どもについての政策を実施するときは、保護者、学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者、区民・団体・事業者と連携・協働し、子どもへの支援を展開します。

(地域の中で支える子どもにやさしいまちづくり)

第14条 区や子どもを含むすべての区民は、地域の中で支える子どもにやさしいまちの実現に向けて、誰もがつながり、助け合いながら、自発的な活動が継続できるよう必要な取組を行います。

第4章 基本となる政策

(子どもが参加・参画できる機会の確保と意見や思いの尊重)

第15条 区は、様々な場面や機会で、子どもの多様な意見や思いを受けとめ、対話しながら、子どもとともに子どもの権利を実現します。

2 区は、子どもが主体となって、安心して意見表明をすることができる会議を実施するとともに、会議以外の意見表明の場も確保し、子どもが地域社会の主体となって参加・参画することができる仕組みづくりに努めています。

3 区は、様々な工夫のもとで、意見表明が苦手な子どもや意見表明の場があってもなかなか意見表明ができない子どもの声を聴き、乳幼児など意見表明の手段が限定される子どもの思いを受けとめ、子どもの意見を尊重するよう努めています。

4 区は、子どもの意見や思いを大切に受けとめて、その意見や思いの実現などについて検討した結果と、その理由について子どもに伝えていくよう努めています。

(子どもの居場所づくり)

第16条 区は、子どもが必要と考え、多様な居場所づくりと居場所の質の確保に努めています。

2 区は、子どもが居心地よく安心して過ごすことができることに加え、子どもとの対話を重ねながら、次の複数の要素を取り入れた子どもの居場所を実現するよう努めています。

(1) 子どもの権利の視点から、自由があり自分らしくいられること。

(2) 場の一員である実感がもて、意思を伝えようと思え、伝えたい意見が受けとめられたと感じられること。

(3) 自分のことを自分で決められること。

3 学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者は、連携を強化することで、子どもが多様なコミュニケーションの中で、のびやかに育つことができ、安心して過ごすことができる居心地のよい環境の整備に努めています。

(虐待の予防など)

第17条 誰であっても、子どもを虐待してはなりません。

2 区は、虐待を予防するため、学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者などと連絡を取り、協力しながら、子育てをしている家庭に対し、必要なことを行うよう努めています。

3 区は、虐待を早期に発見し、子どもの命と安全を守るため、児童相談所と子ども家庭支援センターとの強力な連携のもと、子どもや子育てをしている家庭に対する適切な支援と的確な子どもの保護に努めています。また、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めていくとともに、学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者などと連絡を取り、協力しながら、虐待の予防に努めています。

(いじめや差別の予防など)

第18条 誰であっても、いじめられたり、差別されたりすることなく安心して過ごすことができる権利があります。

2 区は、いじめや差別を予防するため、すべての区民に必要な理解が広まるための普及啓発を推進し、未然防止や早期発見に努めていくとともに、いじめや差別があったときに、速やかに解決するため、保護者や学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者などと連絡を取り、協力するなど必要な仕組みを作るよう努めています。

(貧困などの対策)

第19条 誰であっても、貧困などに関連する生まれ育った環境などにかかわらず、安心して育つことができる権利があります。

2 区は、貧困などの防止と解消に向けて、子どもの現在と将来がその生まれ育った環境に左右されないことがないよう、すべての子どもが自分らしく豊かに育つことができる環境の整備に努めています。

(健康と環境づくり)

第20条 区は、子どもの健康を保持し、増進していくとともに、子どもが自分らしく豊かに育つための安全で良好な環境を整備するよう努めています。

(子どもの権利学習の支援)

第21条 区は、子どもが子どもの権利について学習するための支援に努めています。

2 区は、子どもに関わる大人が子どもの権利について理解し、子どもに教えることができるようになるための支援に努めています。(子育て支援ネットワークの形成)

第22条 区は、子どもの育ちや子育てを、子どもや保護者個人の責任とはせず、地域社会全体とともに支え合い、子ども一人ひとりの権利が保障される地域づくりを推進していきます。

2 区は、多様な主体による子育て支援ネットワークの形成における、中心的な役割を担います。(人材育成)

第23条 区は、子どもの意見形成や意見表明を支援するため、必要な人材育成に努めています。

2 区は、子どもの意見形成や意見表明を支援する人材を継続的に育成するとともに、支援を受けた子どもが次の担い手となる循環が生まれる環境の整備に努めています。(普及啓発)

第24条 区は、この条例の存在と理念について、すべての区民に理解してもらうよう努めています。

2 区は、様々な工夫をしながら、乳幼児を含めた子どもに対してだけでなく、大人に対しても、この条例の普及啓発を実施していきます。

3 区や大人は、子どもが自分らしく生きていくことができる社会において、自ら考え責任ある生活を送るために、自分自身に子どもの権利があることや、お互いを認め合い尊重することの大切さを伝えていきます。

4 区民が子どもの権利について理解と関心を深めることができるよう、子どもの権利条約が国際連合で採択された11月20日を、「世田谷区子どもの権利の日」として定めます。

第5章 子どもの権利擁護
(世田谷区子どもの権利擁護委員の設置)

第25条 区は、子どもの権利を擁護し、子どもの権利の侵害を速やかに取り除くことを目的として、区長と教育委員会の附属機関として世田谷区子どもの権利擁護委員(以下「擁護委員」といいます。)を設置します。

2 擁護委員は、5人以内とします。

3 擁護委員は、人格が優れ、子どもの権利について見識のある人のうちから区長と教育委員会が委嘱します。

4 擁護委員の任期は3年とします。ただし、再任することができます。

5 区長と教育委員会は、擁護委員が心身の故障によりその仕事ができないと判断したときや、擁護委員としてふさわしくない行いがあると判断したときは、その職を解くことができます。(擁護委員の仕事)

第26条 擁護委員は、次の仕事を行います。

(1)子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言や

支援をすること。

(2)子どもの権利の侵害についての調査をすること。

(3)子どもの権利の侵害を取り除くための調整や要請をすること。

(4)子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。

(5)子どもの権利の侵害を取り除くための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見などの内容を公表すること。

(6)子どもの権利の侵害を防ぐための見守りなどの支援をすること。

(7)活動の報告をし、その内容を公表すること。

(8)子どもの権利の擁護についての必要な理解を広めること。(擁護委員の務めなど)

第27条 擁護委員は、子どもの権利を擁護し、子どもの権利の侵害を取り除くため、区長、教育委員会、保護者、区民、事業者など(以下「関係機関など」といいます。)と連絡をとり、協力しながら、公正かつ中立に仕事をしなければなりません。

2 擁護委員は、その地位を政党や政治的目的のために利用してはなりません。

3 擁護委員は、仕事をする上で知った他人の秘密を漏らしてはなりません。擁護委員を辞めた後も同様とします。

(擁護委員への協力など)

第28条 区は、擁護委員の設置の目的を踏まえ、その仕事に協力しなければなりません。

2 保護者、区民、事業者などは、擁護委員の仕事に協力するよう努めなければなりません。

3 区は、附属機関としての役割を担い活動する擁護委員の独立性を尊重しなければなりません。(相談と申立て)

第29条 次に定める者は、擁護委員に、自分の権利への侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることや、誰であっても、擁護委員に、次に定める者の権利の侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができます。

(1)区内に住所を有する子ども

(2)区内にある事業所で働いている子ども

(3)区内にある学校、児童福祉施設などに、通学、通所や入所している子ども

(4)子どもに準ずる者として規則で定める者

(調査と調整)

第30条 擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための申立てに基づき、また、必要に応じて、子どもの権利の侵害についての調査をするものとします。ただし、擁護委員が特別の事情があると認めるときを除き、規則で定める場合においては、調査をしないことができます。

2 擁護委員は、関係機関などに対し調査のために必要な書類を提出するよう求めることや、その職員などに対し調査のために質問することができるものとします。

3 擁護委員は、調査の結果、必要と認めるときは、子どもと関係機関などとの仲介をするなど、子どもの権利の侵害を取り除くための調整をすることができます。

(要請と意見など)

第31条 擁護委員は、調査や調整の結果、子どもの権利の侵害を取り除くため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための要請をすることができます。

2 擁護委員は、子どもの権利の侵害を防ぐため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための意見を述べることができます。

3 要請や意見を受けた区長や教育委員会は、その要請や意見を尊重し、適切に対応しなければなりません。

4 要請や意見を受けた区長と教育委員会以外の関係機関などは、その要請や意見を尊重し、対応に努めなければなりません。

5 擁護委員は、区長や教育委員会に対して要請をしたときや意見を述べたときは、その対応についての報告を求めることができます。

6 擁護委員は、必要と認めるときは、要請、意見、対応についての報告の内容を公表することができます。この場合においては、個人情報保護について十分に配慮しなければなりません。

7 擁護委員は、その協議により要請をし、意見を述べ、また、その要請や意見の内容を公表するものとします。

(見守りなどの支援)

第32条 擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための要請などをした後も、必要に応じて、関係機関などと協力しながら、その子どもの見守りなどの支援をすることができます。

(活動の報告と公表)

第33条 擁護委員は、毎年、区長と教育委員会に活動の報告をし、その内容を公表するものとします。

(擁護委員の庶務)

第34条 擁護委員の庶務は、子ども・若者部で行います。

(相談・調査専門員)

第35条 擁護委員の仕事を補佐するため、相談・調査専門員を設置します。

2 相談・調査専門員は、子どもの声を聴く専門家として、子ども本人などからの相談に応じ、必要に応じて擁護委員に報告します。

3 相談・調査専門員は、子どもの権利に関する普及啓発活動を実施します。

4 擁護委員に準じて、第27条の規定は、相談・調査専門員に適用します。

第6章 推進計画・推進体制・評価検証など

(推進計画)

第36条 区長は、子どもについての政策を進めていくための基本となる計画(以下「推進計画」といいます。)を作ります。

2 区長は、推進計画を作るときは、当事者である子どもや区民の意見が生かされるよう努めなければなりません。

3 区長は、推進計画を作ったときは、速やかに公表します。(推進体制)

第37条 区長は、子どもについての政策を計画的に進めていくため、推進体制を整備します。(国、東京都などとの協力)

第38条 区は、子どもが自分らしく、豊かに育つための環境を整備するため、国、東京都などに協力を求めています。(評価検証など)

第39条 区長は、子どもについての政策において、子どもの権利を保障するため、第三者機関による調査と評価検証を行う体制を整備します。

2 区長は、評価検証などに当たっては、当事者である子どもや区民の意見が生かされるよう努めなければなりません。

第7章 雑則

(委任)

第40条 この条例を施行するために必要なことは、区長が定めます。

附則

この条例は、平成14年4月1日から施行します。

附則(平成24年12月10日条例第82号抄)

1 この条例中第1条の規定は、平成25年4月1日から施行します。ただし、同条中世田谷区子ども条例第2章の次に1章を加える改正規定(第19条から第23条までに係る部分に限りま)は、規則で定める日から施行します。(平成25年5月規則第64号で、同25年7月1日から施行)

附則(平成26年3月7日条例第14号)

この条例は、平成26年4月1日から施行します。

附則(令和2年3月4日条例第11号)

この条例は、令和2年4月1日から施行します。

附則(令和7年3月5日条例第68号)

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行します。

(世田谷区地域保健福祉推進条例の一部改正)

2 世田谷区地域保健福祉推進条例(平成8年3月世田谷区条例第7号)の一部を次のように改正する。

第28条第1項第4号中「世田谷区子ども条例」を「世田谷区子どもの権利条例」に、「第19条」を「第29条」に改める。

世田谷区子ども・若者総合計画（第3期）
令和7(2025)年度～令和16(2034)

【概要版】

令和7年（2025年）3月発行

発行：世田谷区 子ども・若者部
〒154-8504
東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号
電話 03-5432-2528
FAX 03-5432-3016
広報印刷物登録番号 No. 2369